



阿岐国の歴史と文化の学習

安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長
田所明神社 宮司 たどころこうのすけ 田所恒之輔

はじめに

阿岐国の歴史と文化の学習においても、地域創生・地域づくり・地域おこしは重要な問題になり、人々の関心が高い。公民館などでも郷土関係の学習会は盛んになりつつあるし、地域の史跡探訪のウォーキングも盛んになっている。本稿は、地域創生・地域づくり・地域おこしの基礎として、人々の関心のある安芸国の古代中世の歴史や土地問題をとりあげる。

1 阿岐国造（あきのくにのみやつこ）

1) 『広島県史』原始古代 阿岐国造によると、『阿岐国地域に存在した国造として阿岐国造が唯一のものである。神武天皇東征神話に阿岐国に滞留のことが見え、東征途次の駐留地がいずれも要地であることから阿岐国も山陽の要衝と認識されていたことが推測される。阿岐国造の本拠については、阿岐国でもっとも広大な平地の開けているのが西条盆地であり、阿岐国最大の前方後円墳の三ッ城古墳（みつじょうこふん）のあることからここから求める説も無視できない。しかしひるがえって考えてみれば、西条盆地はもちろん阿岐国造の領域内の重要地域であるけれど、やはりアキの地名の本拠地に求めるのが妥当であるとの立場にもとづくなれば、安芸国のうちでもアキ郡アキ郷の地名を持ち、水陸の接点として重要な府中町に求めるのが妥当なのではなかろうか。今日では瀬戸内海の水位がさがって陸地化した^たが、古代の府中は要港であり、神武天皇の^{そのみや}埃宮・^{たけりのみや}多祁理宮もここであつたとされてきたことなどをもあわせて考慮に入れるべきであろう⁽¹⁾。』

注(1) 『広島県史』原始古代、129頁、130頁。

2) 『芸藩通志』巻一 安芸国 国名考 によると『安芸の国名は初めて古事記、日本紀に見ゆ、曰く、^{すさのおのみこと}素戔鳴尊 下^{えのかわ}至于可愛之川上、但し古事記には安芸の字、阿岐に作る、・・・・・・思うに、その上既に国名ありて、国主の人ありぬべし、三代実録、貞観九年、授^{あきつひこ}安芸国安芸津彦神、正五位下とあり、^{これ}此安芸津彦の神、もと此の国もりにて死後にこれを廟祭せしなるべし、先代旧事本紀 国造本紀に

、志賀=高穴穗朝、天湯津彦命五世孫あまのゆつひこのみこと 飽速玉命あきはやたまのみこと 定=賜 阿岐国造あきのくにのみやつこニとあり・・・国府 古制、国ごとに府をおき守介掾属（目）、これに居て政を聴く、故国に必ず府あり、府に必ず守介掾属（目）あり、安芸国府は今の安芸郡府中村是なり⁽²⁾、・・・・・・』

注(2) 『芸藩通志』 卷一、29頁。

3) 『芸州府中荘誌』第九章 司官、行政 第一節 安芸国一上古 によると
『・・・国造は「クニノミヤツコ」 国の御奴と訓す(訓をつける)、国を治める臣下の義なり(国を治める臣下という意味なり)・・・・・・

而してこの国の統率者たりし名族は、神武東征に際し、安芸津彦(主長・首長の義なり、人名に非ず)^{あら}出迎えて奉饗せりと伝説あり、是後に阿岐(安芸)の国造たりし、飽速玉命の先世なるべし⁽³⁾。・・・・・・』

注(3) 『芸州府中荘誌』、221頁。

4) 『先代旧事本紀』「現代語訳」 卷十国造本紀によると

『国造氏族は佐伯氏と伝えられ、厳島神社の神主となって以来、代々世襲してきた。田所明神社の田所氏も国造佐伯氏の後裔とされる。速谷神社は阿岐国造あきはやたまのみこと 飽速玉命あきはやたまのみこと (飽速玉男命)を祭る。東広島市西条の三ッ城古墳みつじょうこふんは国造氏族の墓とされる⁽⁴⁾。』

注(4) 『先代旧事本紀』「現代語訳」、587頁。

5) 『広島県史』原始古代 神話に表れる広島県地域
県内の氏姓層 『広島県内に分布する国造氏族のうち、最有力とみられる阿岐国造についてみれば、その氏族は佐伯郡上平良鎮座の速谷神社とされ、西条盆地御園宇の三ッ城古墳はその墳墓であろうと推測されている。その本拠については安芸郡安芸郷の地名が古い由緒をもつものと推定される⁽⁵⁾。』

注(5) 『広島県史』原始古代、146 頁。

6) 延喜式神名帳[東京国立博物館所蔵]によると、名神大・月次・新嘗の官幣大社の名神大社であった二の宮の速谷神社（廿日市市平良）⁽⁶⁾の主祭神は、天湯津彦命五世の孫・阿岐国造あきはやたまのみこと 飽速玉命あきはやたまのみこと (飽速玉男命)です。 注(6) 『延喜式神名帳の研究』、72, 94, 270, 370 頁；速谷神社略記。



廿日市市平良の速谷神社

7) 『先代旧事本紀』現代語訳 先代旧事本紀 卷第三 天神本紀 饒速日^{にぎはやひ}の命の天下りと三十二神

『先代旧事本紀』現代語訳及び『広島県史』古代中世資料編 I によると

『正哉吾勝々速日天^{まさかあかつかはやひあま}の忍穂耳^{おしおみみ}の尊^{みこと}に天照太神はおおせられた。「豊葦原^{とよあしはら}の千秋長五百秋長の瑞穂^{ちあきながいほあきなが}の国は、私の子の正哉勝々速日天の忍穂耳の尊が治める国です」と命じて天からくだされようとなされた。その時に、高皇産霊の尊の子で思兼^{おもいかね}の神の妹である万幡豊秋津師姫^{よろずはたとよあきつしひめ}栲幡^{くはつ}千々^{ちぢぢ}姫の命を妃として、天照国照彦天の火明櫛玉に饒速日^{にぎはやひ}の尊がお生まれになった。正哉勝々速日天の忍穂耳の尊は「私が下ろうとして準備している間に子供が生まれました。この子を下らせましょう」と申しあげると、天照太神はお許しになった。天つ神の御先祖（天照太神または天照太神と高皇産霊の尊）は、天璽^{あまつしるし}の瑞の宝物を十種お授けになった。・・・・・・高皇産霊の尊は仰せられた。「もし葦原^{あしはら}の中国^{なかつくに}の敵が、神々を待ち受けて戦いを挑んできたら、首尾よく対応して行動するように。それらを拒み慰撫鎮撫して治めなさい」と三十二柱の神々を添え^{ふせぎもり}防護^{ほご}の者とし下らせ奉仕させた。三十二柱の神々の一柱が天湯津彦命^{あまのゆつひこのみこと}阿岐国造たちの先祖である⁽⁷⁾。』

注(7)『先代旧事本紀』現代語訳、319, 320 頁；『広島県史』古代中世資料編 I、672, 673 頁。

8) 天湯津彦命 『「先代旧事本紀」本書「国造本紀」に「志賀高穴穗朝の御代に、天湯津彦命の五世の孫、飽速玉命を国造に定められた⁽⁸⁾。』

注(8)『先代旧事本紀』現代語訳、139, 140, 141 頁。『広島県史』古代中世資料編 I、673, 674 頁。

9) 『先代旧事本紀』 卷第六 皇孫本紀 天孫降臨によると

『・・・・・・磐余彦^{いわれひこ}の尊^{みこと}の東征開始・・・・・・速水の門^と・岡の水門^{みなと} 天孫は自ら諸々の皇子や船団を率いて東征を開始された。速水の門^とに達した時に一人の漁師が小舟に乗って近づいてきた。天孫はこれと呼び寄せて尋ねた。「お前は何者か」とお尋ねになると「私は国つ神（地元の神）で名を珍彦^{うずびこ}と申します。曲浦^{わだのうら}で釣りをしておりますと、天つ神の御子がいらっしゃると伺いまして、お迎えに参上しました」と言う。天孫はさらにお尋ねになった。「私を案内してくれるのか」と仰せられたので珍彦は、「ご案内いたしましょう」とお答えした。天孫は漁師^{あま}に命じて、椎竿（船の櫂）の先を差し出してつかまらせ、船の中に引き入れ案内者とされた。そして特に椎根津彦という名を授けた。これはすなわち倭（大和）の直部^{あた}（国造で部民統率者）の始祖である。・・・・・・天孫は筑紫の国（この場合は福岡県を中心とする地域）の岡の水門^{みなと}（岡水門）福岡県遠賀川河口、遠賀郡芦屋町に到着された。・・・・・・安芸国・阿岐国（広島県）に到り、埃の宮^{えのみや}（広島県安芸郡府中町）に滞在された⁽⁹⁾。・・・・・・』

注(9)『先代旧事本紀』 卷第六 皇孫本紀 天孫降臨、319, 320 頁；『古事記』（中）全訳注、19 頁。

10) 三の宮の多家神社・埃宮は、『古事記』によると『神倭尹波礼毘命、〈前略〉阿岐国の多祁理宮に七年^{いま}坐^{しき}(¹⁰)。』とあり、『日本書紀』によると『神武天皇は安芸国について埃宮においでになった(¹¹)。』とある。延喜式神名帳[東京国立博物館所蔵]によると名神大社の国幣大社であった^{たけじんじゃ}多家神社・^{たけりのみや えのみや}多祈理宮・埃宮(府中町宮の町)(¹²)といい、祭神は貞観元年(859年)より天湯津彦命(安芸津彦命・安芸都彦命)他六柱の神々を主祭神として祀られていた。^{たけじんじゃ}多家神社・^{たけりのみや えのみや}多祈理宮・埃宮は明治六年より神武天皇と天湯津彦命(安芸津彦命・安芸都彦命)は阿岐国の開祖神で、二座が主祭神とされた。

注(10)『古事記』(中)全訳注、19頁；『広島県史』古代中世資料編Ⅰ、667頁。

(11)『日本書紀』全現代語訳上、92頁。

(12)『延喜式神名帳の研究』、72, 94, 270, 370頁；多家神社・埃宮略記。



広島県安芸郡府中町の多家神社・埃宮・多祁理宮

11) 『広島県史』原始古代 大和朝廷の成立 神話の意味

『神話伝説はもちろん史実そのものでもなく、社会的精神的生活の反映ばかりでもなく、種々の要因が複合して形成されたものである。そうした種々の要素のなかから、(1)歴史的事実に関するもの、(2)古代人の人生観・世界観や宗教観念などに関するもの、(3)そうした観念を背景にもちながら日常生活の姿を反映するもの、などを抽出してそれらの実態を明らかにすることが神話伝説の研究にとって大切なことなのである(¹³)。』

注(13)『広島県史』原始古代、107頁。

2 阿岐国造の同族

『広島県史』古代中世資料編Ⅰ神話・伝説 先代旧事本紀 10 国造本紀 によると、『^{あさかのくにのみやつこ}阿尺国造(阿尺国・阿岐国造同祖)・^{しだのくにのみやつこ}思国造(陸奥国・阿岐国造同祖)・^{いくのくにのみやつこ}伊久国造(陸奥国伊久・阿岐国造同祖)・^{しめはのくにのみやつこ}染羽国造(陸奥国標葉・阿岐国造同祖)・^{しのぶのくにのみやつこ}信夫国造(信夫国・阿岐国造同祖)・^{しらかわのくにのみやつこ}白河国造(磐城国白河・阿岐国造同祖)・^{さどのくにのみやつこ}佐渡国造(佐渡国・阿岐国造同祖)・^{ぬまのくにのみやつこ}怒麻国造(伊予国野間・阿岐国造同祖)・^{はくきのくにのみやつこ}波久岐国造(波久岐国・阿岐国造同祖)等は天湯津彦命を遠祖とされている(¹⁴)。』

安芸国は『古事記』では『阿岐国と記載され、大化の改新後は阿岐国の領域そのまま安芸国(上国)が設けられた(¹⁵)。』

注(14)『広島県史』古代中世資料編Ⅰ、673, 674頁；『先代旧事本紀』巻第十国造本紀、541, 542, 546, 551, 554頁。

(15) 『古事記』(中)、19頁。



『第3回三ツ城古墳シンポジウム記録集 大型古墳の築造と企画』平成9年3月、東広島市教育委員会編集によると三ツ城古墳は西条盆地の南側丘陵部に築造された前方後円墳である。方墳部を北にして全長92メートル、前方部先端の幅66メートル、高さ13メートルの古墳で、県内では最大の古墳である。

3 大化の改新以前と以後の土地制度

1) 現広島市(元佐伯郡五日市町) 三宅の田所屋敷

「古代における土地所有は、中央・地方の豪族が私有し、部民という一種の隷属民を耕作民に私的に抱えているという形態であった。5-6世紀にかけて大和政権が力を持ちはじめると、全国各地に屯倉みやけという直轄地を設け、耕作者を田部としてそれを経営した。この屯倉に課税し、それを管理するのは、従来からその地方を支配していた国造の子孫と伝わる田所氏もそうした管理にたずさわったものと思える。田所は、田荘とも書き、大化の改新以前の大和の豪族もしくは豪族の土地の所有形態で、天皇・皇族の所有地が屯倉と言ったのに対し豪族の所有地を田荘といった。佐伯部を所有する豪族の中心

的配下である^{いおきけ}廬城家＝佐伯氏が経営する田所を後に朝廷に献上するということがあつて、屯倉となったものと思われる。屯倉も田所も大化の改新によって廃止された⁽²²⁾。」

大化の改新後、土地制度は大改革が行われた。それまでの私的所有から朝廷が土地・民衆を直接その支配下に置くようになっていった。公地公民制が導入され、班田収授制で、成人男子が満6歳になると口分田が支給されるようになった。これは永代使用権ではなく、死亡するとまた朝廷に返還し再配分されることになっていた。地方制度も国一郡一郷の3段階で整備され、少し遅れて村・名・保という租税単位を設け別名が作られた。国には国司、郡には郡司、郷には郷司が任命された。

大事なのは、地方の有力者が郡司や郷司に任命され、彼らは国司に一定額の税を納入する請負を行うことで郡郷内の支配をある程度まかされ、その官職を子孫に伝えることを認められることとなった。こうして田所氏は、有力在庁官人として、前述の安芸国衛の職務を遂行した。平安時代の郡郷制度と別名の成立は、荘園の発達を促した。本来なら朝廷に納める租税を私にするため、院や摂関家・大寺社の権威を借りて免れる寄進地系荘園を派生させ、在地領主がその荘官として荘園を管理して実権を握るようになっていく。

平安中期にこういう荘園が国内に増えていくと、公田のことを国衙領と呼ぶようになった。

租税は、国衙領から上がってくる租税と、荘園を通じて上級貴族から国に納める租税との二本立てとなり、後者の租税は免除される不輸祖田ということもあつて、国衙領と荘園の対立を生み出すことになっ

た。個人単位への租税から名田単位に変更されたことで、中央から派遣される国司が任地に赴任しないで目代を派遣することが発達してくると、在庁官人が目代の監督のもとに、租税收取や軍事などの実務にあたることになった。

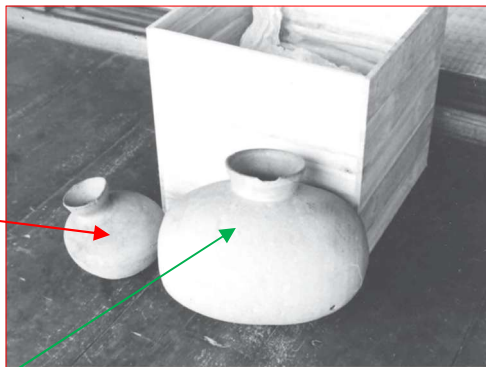
注(16)『五日市町史』 上巻、143頁。

2) 田所恒之輔が作成した田所屋敷跡の資料 田所屋敷と田所古墳と三宅古墳 (五日市町史上巻 131頁～141頁) 広島市佐伯区三宅町 (旧佐伯郡三宅村)

田所古墳(三宅田所古墳)出土品(非公開) 大田氏所蔵の須恵器(大田氏の畑より昭和五年発掘)。横田植昭名誉教授の鑑定によると田所古墳の出土品は、七世紀後半の須恵器の平瓶と、左が須恵器の横瓶。県内で珍しい優品である。大田家所蔵。『五日市町史』上巻古墳文化と田所屋敷

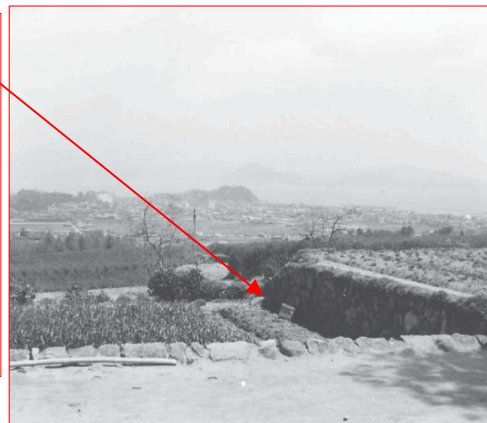
一、古墳とその遺物

三宅田所古墳 一三八頁、一三九頁によると、三宅の宮島ゴルフ場(宮島カントリー倶楽部五日市コース)を造成したときに、大田邸より西に五〇㌔の地点から古墳が見つかり、鉄鍬等が多く発見されたという。



田所古墳(三宅田所古墳)昭和五年大田氏居宅前畑の角下より七世紀後半で古墳時代の須恵器が発掘された。大田家所蔵。(非公開) この写真は昭和三十七年頃撮影されたもの。大田氏が撮影

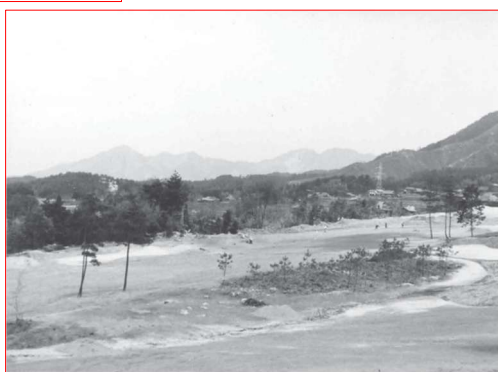
写真の裏書きは叔父佐々木晋氏



右の写真は田所古墳周辺の出土品(非公開) 写真は昭和三十七年頃の大田氏居宅前の畑より発掘。大田氏所蔵 大田氏によると多くの鍬や水晶など畑より出土した。



前方の電柱付近の畑から田所古墳の須恵器が出土(非公開) 大田氏の説明。大田家所有



右の写真は昭和三十七年頃。宮島カントリー倶楽部五日市コース前方の林が田所屋敷跡。佐々木晋氏撮影

写真の裏書きは佐々木晋氏



右の写真は、昭和三十七年頃の田所屋敷跡(宮島カントリー倶楽部五日市コースの一部) 佐々木晋氏撮影。写真の裏書きは佐々木晋氏

『五日市町史』上巻古墳文化と田所屋敷 一四三頁によると

田所は田荘とも書き大化の改新以前の大和の豪族もしくは豪族の地方における土地の所有形態で、天皇・皇族の所有地が屯倉といったのに対し、豪族の所有地を田荘といった。



右の写真は昭和三十七年頃の宮島カントリー倶楽部五日市コース。前方の林が田所屋敷跡。佐々木晋氏撮影。写真の裏書きは佐々木晋氏



雑木林の中が田所屋敷小川が境なり。現在はゴルフ場の為新たな溝が出来ている。

右の写真は、右から叔父の佐々木晋氏、中村宗平氏、児玉静人氏(児玉氏宅にて)。三氏の皆様の御協力で、これらの資料が出来た。又写真は佐々木晋氏が撮影。写真と裏書きにより、昭和三十七年頃の宮島カントリー倶楽部五日市コース前方の田所屋敷跡や、田所古墳と三宅古墳の記録が残された。写真の裏書きは佐々木晋氏の撮影資料をもとに田所恒之輔が編集した。

三宅古墳(バイパス工事で三宅古墳が破壊される前の姿) 写真は昭和三七七頃。左が中村宗平氏と右が叔父の佐々木晋氏。写真は佐々木晋氏撮影。写真の裏書きは佐々木晋氏『五日市町史』上巻古墳文化と田所屋敷三宅古墳一三四頁 一三五頁によると、観音三宅に住む青木信氏の所有田に「二ツ火」の伝説があり、一・四の石碑が立っていた。昭和四五年八月二十九日この土地がバイパス用地になると予定されたため、この石碑を移転する工事を始めたところ、幅一・長さ二のかがぎ型の組石を発見した。そのかがぎ型の中央付近より高さ二五cmの須恵器の埴が横たわり、さらにそれを中心にして、刀身が三角形にならべられ、付近から鉄鍬や馬の轡一部などを発見した。須恵器の埴には高杯のこわれた台でじょうずに蓋がしてあった。埴の中には人骨とともに金環一個・銀環二個・水晶の勾玉一個・切子一個・瑪瑙製の菅玉二個・ガラス製の小玉一個が出土した。刀は直刀で五〇cmないし八〇cmの二本分で赤く錆び付いていた。馬具は轡の一部鉄製である。この埋蔵は後期古墳である横穴式古墳であつたものを、いつの世にか開墾して田地にするため発掘し、破壊したものを人骨・副葬品など再埋葬したものとおもわれる。又再埋葬した当時の物か宋時代の中国製の青磁の破片が付近から発見されたことも注目される。



屯倉・ミヤケ・ミヤングラ 跡

昭和三七七頃頃の**三宅古墳**遠景
佐々木晋氏撮影。写真の裏書きは佐々木晋氏

右の写真は**三宅古墳の須恵器の埴**
広島県立埋蔵文化財センター所蔵
田所恒之輔撮影

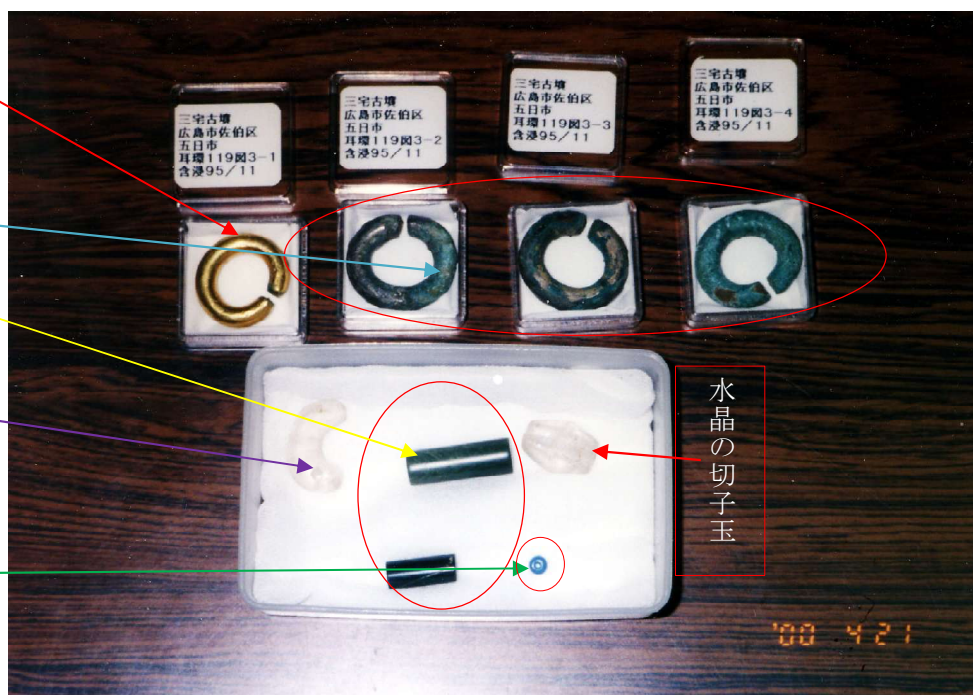


右の写真は**三宅古墳の土師器の一部(高杯)**
広島県立埋蔵文化財センター所蔵
田所恒之輔撮影



右の上下写真は三宅古墳の出土品
 金環一個・銀環二個・水晶の勾玉一個
 ・切子一個・瑪瑙製の菅玉二個・ガラス製の小玉一個
 広島県立埋蔵文化財センター所蔵。

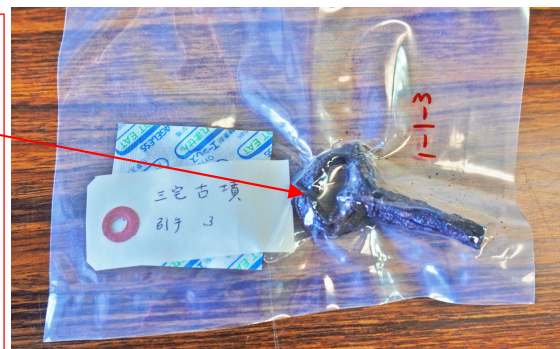
田所恒之輔撮影



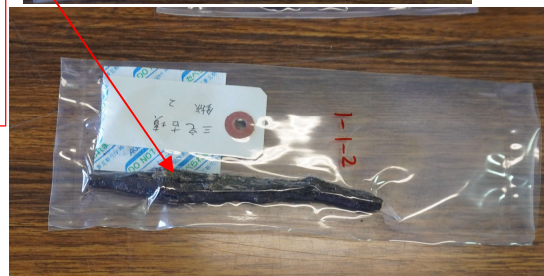
右と下の五つの写真は三宅古墳の出土品の鉄刀と鉄鏃
 広島県立埋蔵文化財センター所蔵 田所恒之輔撮影



馬の轡の部の引手
 センター所蔵
 広島県立埋蔵文化財
 田所恒之輔撮影

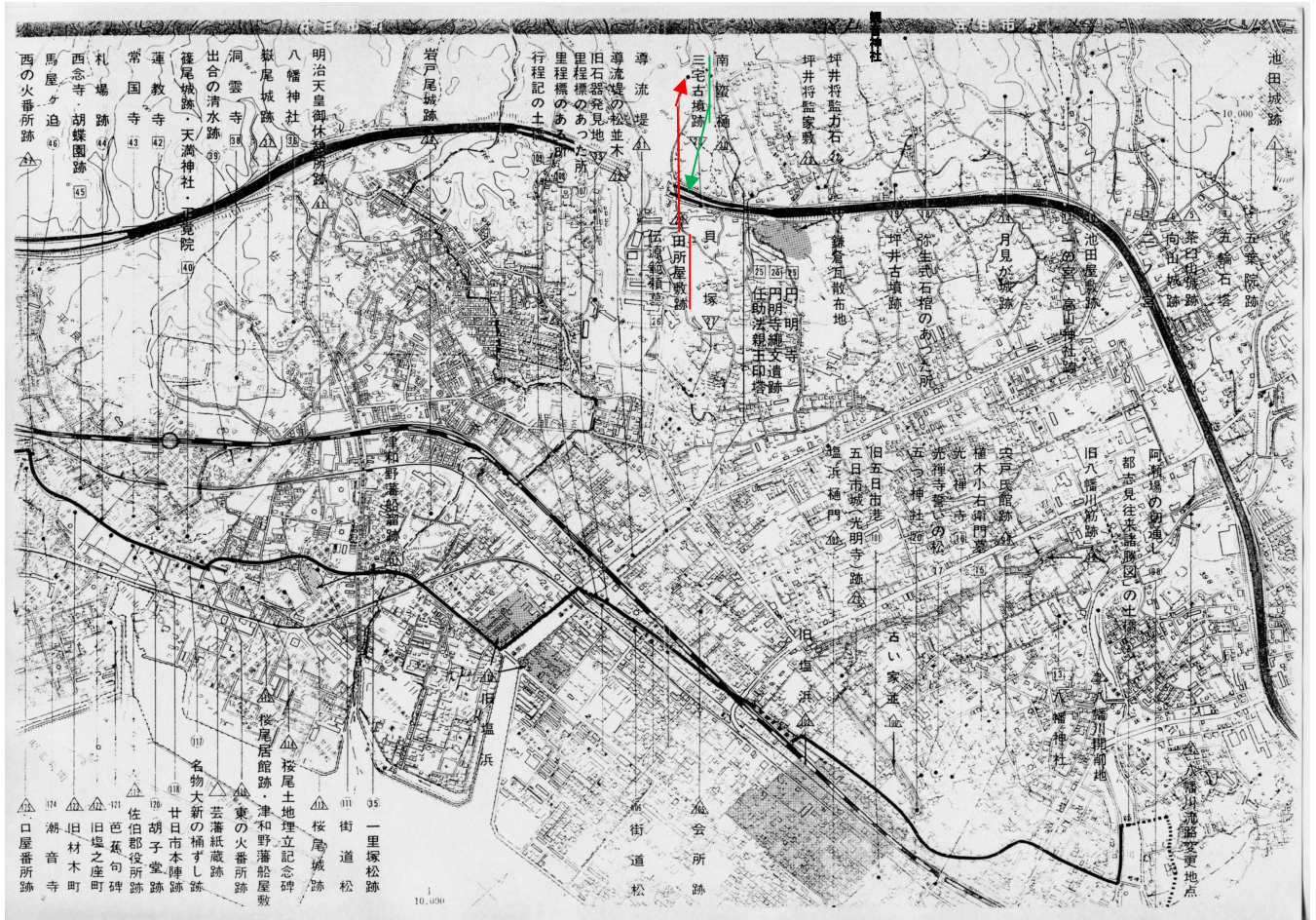


鉄鏃
 広島県立埋蔵文化財センター所蔵



「①旧広島県佐伯郡五日市町時代の西国街道の地図」や「②旧広島県佐伯郡五日市町時代の西国街道（旧山陽道）の文字資料」等は五日市や廿日市の歴史についての参考資料です。

① 西国街道の地図



注 旧広島県佐伯郡五日市町時代の資料を田所恒之輔が加筆した。

② 西国街道（旧山陽道）について

西国街道（旧山陽道）について

俗に旧山陽道と呼ばれる西国街道は江戸幕府の幕藩体制の確立によって整備された公道の1つです。大阪から下関に至り、更に小倉に至る長い道です。芸藩では道幅2間半と定められ、松並木が植えられ、36丁ごとに一里塚松が道の両側に置かれ、廿日市、玖波は宿驛となり、それぞれ本陣が置かれていました。この道は広島より西へ、己斐・古江・草津・井ノ口を経て、現在の五日市町・廿日市町・大野町・大竹市を通り、小瀬川を渡って、現在の岩国市の関戸へぬけています。現在の国道から比較しますと、海岸をさけて山側を通っているのがわかります。

これに対して、山陽道と呼ばれる古代の道があります。これは都と太宰府を結ぶ、当時の日本では唯一つの大路でした。この山陽道と西国街道は大野町・大竹市では大略一致すると考えられていますが、五日市町では山陽道は異り、石内・八幡から極楽寺山麓の中腹を横切っていたようです。従って、廿日市町でも1部、違った所を通っていたようです。今後の研究が必要です。

西国街道は江戸時代の生活と文化を支えた重要な道でしたが、明治に入ると、海岸近くの道はそのままでしたが、山側のところは山坂が多く不便でしたから、海岸側への改修が行われました。そのため、国道とならず、県道へ、また、村落の生活道に変わるところも出て来ました。そして、今では消えてしまいうようなところもあるのです。

西国街道には400年近い歴史がありますし、場所によっては古代山陽道にさかのぼり、1300年に近い歴史があるので、第1級の文化財と言えます。いま、その保存が強く望まれるわけです。

五日市町関係（山側）

- 観音神社 観音地区の総氏神
- △ 池田城跡 初代の城主を池田教正といい、楠木正行の嫡子にあたるという。摂津の池田よりくるといふ。後、大和国須弥城主高木信光の子、信安がこの城に移る。
- ② 五葉院跡 光禪寺は中世末までこの地にあった。
- ③ 五輪石塔 楠正親夫人のものという。
- △ 八幡川流路変更地点 この地点から古川へ流れていたのを切り変えて、現在の流路につけかえた。
- △ 茶臼山城跡 池田城の控城という。
- △ 向山城跡 池田城の控城という。
- ⑦ ニノ宮 天満津彦命を祭る。
- ① 「都志見往来諸勝」の土橋 現在の八幡橋より約120米上流。
- △ 八幡川開削地 山を開削して、流路をつけかえる。
- △ 池田屋敷跡 池田氏館跡
- ⑪ 一の宮・高山神社跡 安芸国の祖神、安芸津彦命を祭る。
- △ 旧八幡川筋跡 古川といい、旧八幡川の川筋、当時よく氾濫したという。
- ⑬ 八幡神社 もと近隣15か村の総氏神。
- △ 月見が城跡 池田城の控城で、福島時代、高木信行は攻められて、この花山月見屋敷で自刃したという。
- ⑮ 植木小右衛門墓 光禪寺墓地、浅野藩御船奉行
- ⑯ 光禪寺 浄土真宗、安芸12坊の1坊、第二次長州役のとき、井伊掃部頭の本陣となる。宗旨改めの際のキリシタン信徒の墓がある。
- ⑰ 光禪寺誓いの松 1678年、石井兄弟が仇討をしたとき、記念として植えたものという。
- ▽ 弥生式石棺のあった所 現在、この石棺は中央公民館前庭に保存されている。
- ▽ 坪井古墳跡 横穴式石室、須恵器などが発見された。
- ⑳ 五つ神社 菅原道真左遷のとき、船を寄せたという。
- △ 五日市（光明寺）城跡 厳島神社神領争い、神職争いの戦に役割を果たす。神職争いのときは、東方となり、穴戸弥七郎元統の城となる。
- ⑳ 坪井将監力石 大力で名高かった将監が日頃力だめに使ったという。
- △ 坪井将監家敷 物見やぐらの跡もあったという。
- ▽ 鎌倉瓦敷布地 円明寺関係のものか。
- ㉑ 円明寺、円明寺観文遺跡、任助法親王印塔 真言宗、昔は七堂伽藍があったという。縄文早期の遺跡で、石や、石鉄、押型文土器が出土している。任助法親王供養の宝篋印塔、法親王の詳細については大野町関係に記載。
- ㉒ 伝源範頼墓 五輪石塔
- ▽ 貝塚 時代不明
- ▽ 三宅古墳跡 金環、銀環、切子玉、小玉、鉄刀、馬具、須恵器などが出る。屯倉と関係あるものか。
- △ 田所屋敷跡 安芸国第1の旧家で、後に府中に、安芸国田所職となる。一族は厳島の神職にもなっている。
- △ 南蛮竈 ろくろで上げ下げした南蛮式の樋門があった。
- △ 導流堤 潮が逆流しないようにした堤
- △ 導流堤の松並木 明治38年頃、植えられた。
- ▽ 旧石器発見地 広島大学生寮の裏地

廿日市町関係（山側）

- △ 岩戸尾城跡 桜尾城の支城の1つ、陶晴賢が1年余滞陣したことがある。
- ② 一里塚松跡 広島原標より三里塚
- ③ 八幡神社 元は廿日市東町及び佐方村の氏神、厳島神主家藤原親実の勧進という。津和野藩士堀田仁助（幕府天文方）や、船屋敷・田原小左衛門寄進の石燈籠などがある。
- △ 銀尾城跡 毛利の麾下、遠藤美作所居という。
- ④ 洞雲寺 曹洞宗 厳島神主家藤原教親の菩提寺とし

- て、長享元年（1487）建立、境内に、藤原興藤、毛利元清夫妻、桂元澄・陶晴賢などの古墓、杉山赤富士の句碑などがある。
- ⑤ 出合の清水 古街道の道筋か、古歌に、「出合の清水 鷺の森 阿弥陀が峯に 厳島」とあり、当国の名所とする。
- △ 篠尾城跡 桜尾支城の1つ
- △ 明治天皇御休憩所跡
- ⑥ 天満神社 厳島神主家親実、鎌倉餅柄天神を勧請するという。後に廿日市の氏神となる。
- ⑦ 正覚院 真言宗 明応2年銘、極楽寺鯉口（県重文）あり、鐘は山田次右衛門貞運の作（町重文）、時太鼓は有名。
- ⑧ 蓮教寺 浄土真宗 寛政の頃、名僧大龍あり、鐘は山田次右衛門貞栄の作（町重文）、寺内の蘇鉄は津和野藩船屋敷のものという。
- ⑨ 常国寺 日蓮宗 厳島神社鋳工及び廿日市本陣・庄屋山田家の墓地あり。
- ⑩ 札場跡 廿日市の御制札場があった所。
- ⑪ 胡蝶園 近郷俳界の中心
- ⑫ 馬ヤガ追 古代山陽道の種馬驛に因む地名か。
- △ 西の火番所跡
- ⑬ 福佐亮神社 通志に古社として記される
- △ 合奈尾城跡 桜尾支城の一つ、七尾堡壘の一城 小幡上総所守という。
- △ 宗高尾城跡 桜尾支城の一つ、七尾堡壘の一城 丘陵を南北の掘割で切り、内に2段の平坦地を見る。糸泉平左衛門所守という。
- ⑭ 北山観音堂 北山の住民が祭るという。
- ⑮ 一里塚松跡 広島原標より四里塚
- ⑯ 茶店跡 専念寺庫裡のところは茶店跡という。庫裡は廿日市の明治天皇御休憩所建物に移したものの。
- ⑰ 古代条里基準道 宮内小学校校門前の道が古代条里制の基準になる。針田から河本にかけて、この中筋を中心にして、東西12町の条里があったものと推定される。
- ⑱ 天王社 天正年中、広田山麓よりここに移る。宮内上組の氏神、もと、牛頭天王を祭る故に天王社という。
- 光代寺 11面観音（町重文）あり
- ⑲ 津和野街道分れ跡
- ⑳ 安芸のいさり水跡 通志に記載 江戸時代、名水として讃えられる。

大野町関係（山側）

- ① 四郎峠 伝説「大野五郎」の5人兄弟のうち、この付近を開拓したという四郎の名を冠した町境の峠
- ② 今川貞世歌碑 貞世が九州探題として下る途中、応安4年（1371）、当地を通過したとき詠んだ歌
- ③ 椎の宮 大蔵社だが、昔、椎の木が茂っていたので、この名で親しまれる。伝説「大野五郎」の四郎を祭る。
- ▽ 墓々嶺遺跡 弥生式土器出土
- ④ 三槍社 大頭神社の末社
- ⑤ 新宮神社 伝説「大野五郎」の次郎を祭る。
- ⑥ 高庭駅家・濃勢駅跡 古代山陽道の駅家跡、濃勢は濃勢の誤りとされ、「オオノ」と読まれる。
- ⑦ 高畑ため池 芸藩通志に載っている大野最古のかんがい用池
- △ 陣場跡 第二次長州戦役のときの幕軍の検問所の跡
- ⑧ 間宿跡 大島氏の家で、廿日市と玖波の中間にあたり、間宿と呼び、大名の昼食、または休憩などにあてられた。
- ⑨ 樹かけ神社 義民大島庄左衛門父子を祭る。
- ⑩ 西教寺 浄土真宗、第二次長州戦役のとき、幕府軍が本陣を置く。
- ▽ 滝ノ下貝塚跡 不明
- △ 千人塚 第二次長州戦役の無名戦士の墓、付近は当時の激戦地
- ⑪ 大領神社 厳島神社の摂社

注 旧広島県佐伯郡五日市町時代の資料を、田所恒之輔が加筆した。

1) 大化の改新と律令制と安芸国の成立

広島県安芸郡府中町役場の「広報ふちゅう」連載の「府中町ふるさと歴史散歩」[第41回]大化の改新と律令制と安芸国の成立⑤によると、[安芸府中の土地は狭く、広大な平野をもっていないが、国郡制の施行と同時に、この地に国府が設置されたと考えるのは、以下のような根拠に基づくのである。まず、府域の広さは位置決定論とならないことである。国府の府域は延喜式でいう「大国」ランクで八町（約872m）四方の広さで、それ以外は方六町（約654m）以下でよかったので、「上国」ランクの安芸府中の府域の大きさは方六町以下でよかった。また、狭い土地でも国府が設置された例として、長門国府（下関市長府町）があり、国府は必ずしも大規模である必要はないのである。次に、国分寺が国府に近接しているケースがほとんどの中で、信濃国（長野県）の国府の例では、国府は松本市、国分寺は上田市にあり、その間は50キロメートルも離れている。したがって国府・国分寺一体論も決定的な根拠とはならないのである。さらに、瀬戸内海に面する国の国府の立地をみると、沿海の地、または河川交通の便利な所にあるものが多く、西条の地では、内陸河川交通がまったく望めない。これに対して安芸府中は、古代から広島湾が深く湾入した良港であり、水運の便に恵まれていたことは間違いない。国府と中央政府との連絡や貢納物や租税の輸送は山陽道による陸上輸送を原則としていたが、天平勝宝八年（756年）の太政官処分に^{つきよね}て春米（白でついた米）の海上輸送を認めており、国司の赴任はもっと早くから船の使用を許している。つまり中央政府は陸上交通から海上交通政策への転換をはかっていた。とはいえ、山陽道による陸上交通も依然として重要な役割を持っていた。府中町には「湊」^{みなと}（現在の宮の町付近）の地名がありまた古代の大動脈である山陽道の安芸駅家^{えきや}とされている下岡田遺跡がある。このように陸上交通の駅と海上交通の「湊」が重なり合った安芸府中こそ、古代の交通機能上きわめて重要な役割を果し、早くから注目されていたに違いない。そもそも、わが国が律令制度を導入し、中央集権的な国家づくりを行った目的は、緊迫する国際情勢に対応するためであった。隋唐帝国は高句麗へ何度も遠征を行っており、わが国はその帝国へ律令制度を学ぶために何度も使節を派遣している。その一方で隣国の百済を救援するため軍を派遣し天智天皇二年（663年）に白村江で倭国（日本）・百済の連合軍と唐・新羅の連合軍が戦っており、結果として倭国・百済の連合軍が敗れている。この戦いの翌年に、わが国は防衛策として北九州・瀬戸内沿岸にかけて^{みずき}水城や山城を築いて海辺の守りを強化し、食料備蓄倉庫群を建設した。当然ながら兵士・武器・糧秣などの海上輸送の整備と軍船の調達・建造がこの時期における中央政府（朝廷）の最大の関心事であったことはいうまでもない。これらの背景とともに、わが国が遣百済使、遣新羅使、遣高句麗使、遣隋使や遣唐使を派遣し、これらの国からの使節が都へ来航したことを考えると、瀬戸内海が国際的な交通機能を持っていたことは、容易に想像できる。古代日本の表玄関である太宰府と都の間において、安芸国は対外政策上の観点と造船立国の観点から太宰府に次いで重要な拠点の一つであり、その統治機関は水運の便が良かった安芸府中に存在したと考えるのが合理的だろう。]

府中町文化財保護審議会 会長 横田 禎昭

2) 阿岐国の国府や広島が成立する以前の歴史や地勢の変遷

『国史大辞典』第9巻237頁によると「たどころ 田莊 田地と屋・倉などの建造物からなる農業経営の拠点。『日本書紀』大化の改新の^{みことのり}詔の第1項に、「昔在(むかし)の天皇等の立てたまへる小代の民・処処の屯倉、及び別には臣・連・伴^{おみ}・造^{むらじ}・国^{とものみやつこ}・造^{くにのみやつこ}の田莊^{たどころ}を罷めよ」この詔に記された大化改新前代の財政収入源は、二つの仕組みによっている。一つは小代の民と部曲^{かきべ}の民であり、部民制^{べみんせい}にかかわっている。もう一つが屯倉(ミヤケ)と田莊(タドコロ)である。田莊は部曲の民とともに、臣・連・伴造・国造・村首が支配していた。

『五日市町史』上巻によると、「屯倉も田所も大化の改新によって廃止され、豪族層自身も中央集権的な官僚機構に吸収されていった。少し時代は下がるが安芸国の在庁官人として活躍した安芸郡府中の田所氏は、飽速玉命の後裔といわれ、もともと五日市町三宅に住んでいた。始祖資隆-資遠-資俊を経て四代信職の世に、安芸郡府中町石井城に移ったといわれている。代々^{ささいよどのつかい}佐西四度使⁽¹⁷⁾、田所惣判官代^{このこうべしき}兄部職⁽¹⁸⁾の職をうけており、・・・・・・」

「安芸国の在庁官人の中なかに、平安時代の終わりから鎌倉時代にかけて大きな勢力をもっていた田所氏がいる。この田所氏の先祖は佐伯姓を名のり現在の五日市町三宅に住み佐伯郡司を務めていたが、国司の遙任が多くなってから国府に入り在庁官人になった。田所とは在庁の行政事務のうち主として土地関係書類を管理する部門(所)であったが佐伯氏が在庁官人となって田所執事の職を世襲するようになり、田所氏を称するようになった。五日市町三宅には田所屋敷跡なるものがあり、この地に田所氏の先祖が住んでいたと言い伝えられている⁽¹⁹⁾。」

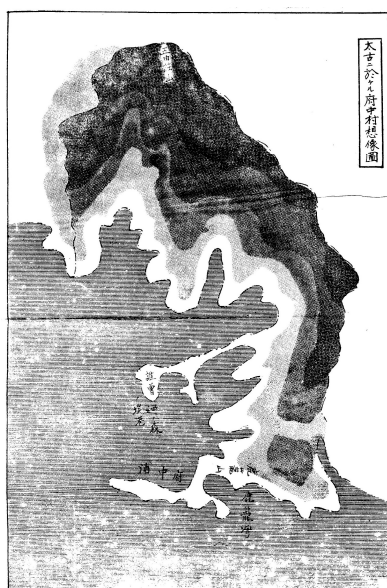
注(17) 四度使(よどのつかい)律令制下において国、太宰府が毎年定期的を上京させた朝集使、大帳使(計帳使)、正税帳使(税帳使)、具帳使の四使の総称。国司の中でも特に重視され、天平勝宝七歳(755)までにこれら四使を総称する四度使の概念が成立していた。

注(18) 兄部(このこうべ) 中世、寺社の座を統率し、あるいは寺院武家などにおいて力役者の統率にあたった者。国史大事典 5 953 頁、

注(19) 『五日市町史』上巻、146 頁、『五日市町史』上巻、150 頁。

広島¹の古代の名前は阿岐国といい、現在の広島市街は元々海で、大化改新から安芸国といわれ、そして戦国時代の末期に毛利輝元公がそこを埋め立てられ、お城を築いて広島といわれるようになった。古代から時代ごとの地勢の変遷を下記の①②③④の資料によって示す。

① 安芸国府 『藝州府中荘誌』における 太古における府中村想像図



② 安芸国府 府中町史第一巻における 鎌倉期府中町略図(19)

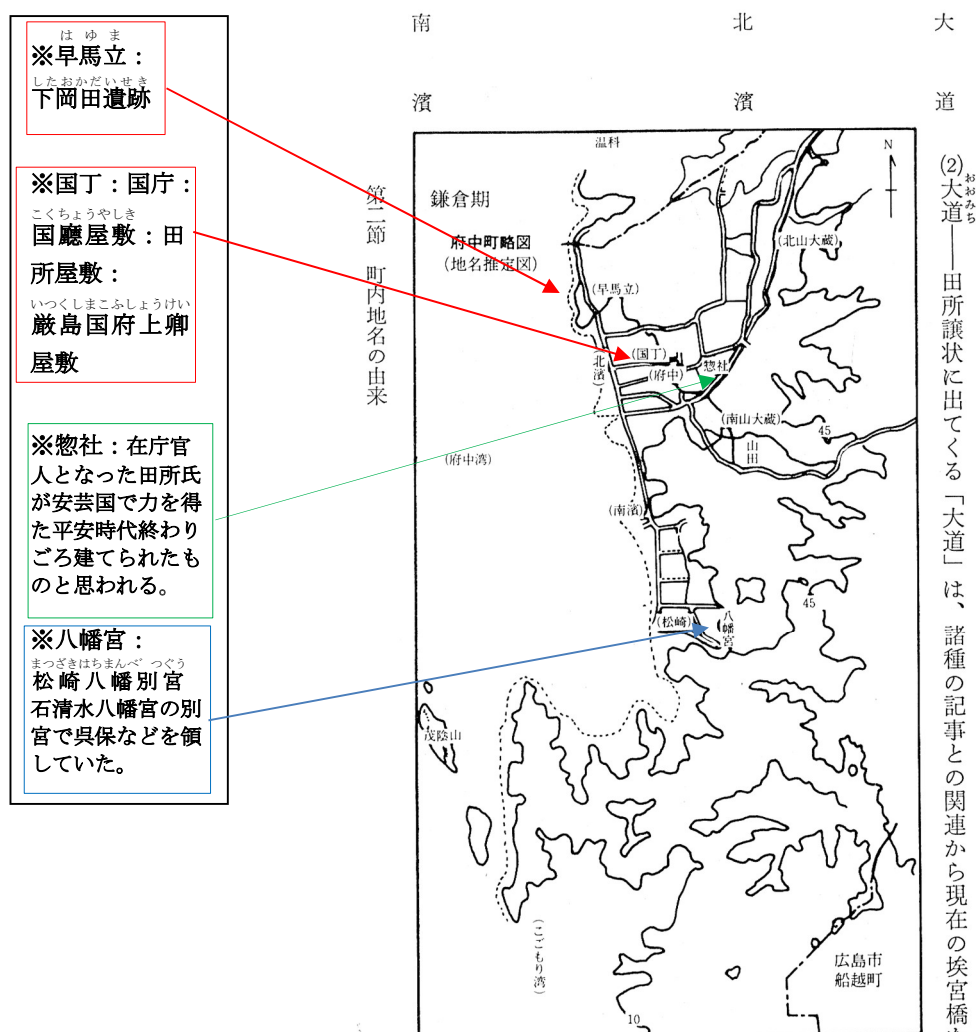


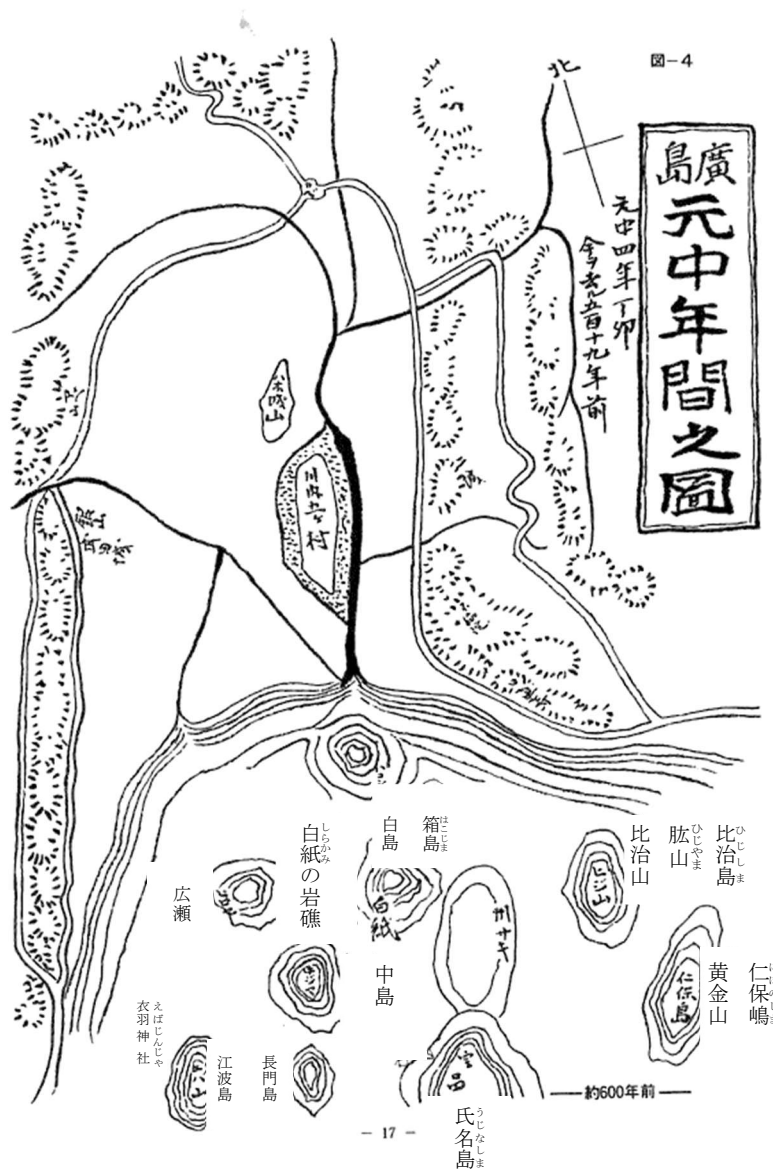
図 3-10 鎌倉期の府中と地名推定図

の『南濱』に相

注(19) 安芸国府 府中町史第一巻、129頁。(尚、田所恒之輔が過去と現在の地名を調査して加筆した。)

③ 元中年間1387年(約600年前)頃の広島の前地図。

国府・府中以外は海と島が存在するだけで広島の名前は存在せず。1600年頃毛利輝元公により広島と言う地名が成立し、埋め立てられて広島が成立した。



注 『白神社社記』 (田所恒之輔が藝藩通志や芸備国郡志等で過去と現在の地名を調査して加筆した。)

④ 天正十年頃の仁保島の鳥瞰図（1582）



注 『郷土の歴史 仁保嶋城』、82頁, 83頁。

4 田所氏の公職とは

『国史大辞典』九卷二三九頁によると「田所は平安時代以後国衙におかれた在庁所の一つ。……國衙の在庁所の種類として健兒所・検非違使・田所・出納所・調所・細工所等々の名称をあげている。田所はこうした分課的在庁所の内でも、土地関係の職掌を主としたものである。各國衙の行政分野にあつて、田所の関与する検田は重要であつた。検田については郡規模で郡検田所が設置されており、……所料田の確認申請があると国司はその申請文書を國衙田所の調査に付す。田所では國衙の検田帳(馬上帳)や国図(基準国図)と照合し朱書で国司に勘合注申する。この田所による坪付(田積)の朱注の結果を「丹勘」と呼ぶ。不輸租免田を國衙に認定してもらう際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であつた。田所を構成する官人の肩書は目代・惣判官代・書生など様々であるが田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため、田所職の名称に見るように家職として世襲される場合もあつた。……」『五日市町史』上巻七節 や『藝州府中荘誌』によると 田所氏は、安芸国第一の旧家で、旧・五日市町三宅の田所屋敷

跡に住み佐伯姓を名乗っていた。本姓は佐伯で、本姓は佐伯、姓は平、藤原、佐伯、源と名乗った。氏が田所・三宅を名乗った。阿岐国造の後裔と伝えられる。田所資隆（朝廷より免状を賜り 佐西四度使（^{ささいよどのつかい}）佐西四度使で田所執事職となる。佐伯姓を名のっていた。）は昌泰三年（900±）頃、旧・五日市町三宅の田所屋敷跡より国府・府中に赴任し在庁官人となった。田所信職（^{のぶもと} 天元3年～康平7年・980～1064）は、三善（^{みよし} 莊園を経営する役職名）田所執事職を康平七年（1064）父資俊より相続、又大帳所惣大判官代に補任した。延久四年（1072）佐伯郡田所屋敷（佐伯区五日市町三宅）より府中へ居住した。

田所大帳所惣判官代三善兼信を寛治五年(1091)田所信職より田所兼信が相続した。

『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出 扣（田所家文書）によると平安時代・保延元年（1135）に、本姓は旧来の佐伯を踏襲しつつ、田所職という古代の職名を氏にし、田所氏を現在まで世襲している。

『芸州府中荘誌』および、『安芸府中町史』第一巻によると『阿岐国造家で、五日市田所屋敷から赴任し、国府に入った田所氏が世襲した主な職名は、佐西四度使・安芸国執事職（昌泰3年・900頃）、三善（莊園を経営する役職名）大帳所惣大判官代、田所執事兄部職田所文書執行職、田所惣大判官代田所兄部職、田所惣大判官代田所執事職、田所惣大判官田所書生職、田所惣大判官代田所文書職、田所惣大判官・大判官代田所書生職、田務職⁽²⁰⁾、田所惣判官新代大夫、大椽職、田所惣大判官代等の有力在庁官人及び永和五年(1375)二月廿五日、厳島社御勅使装束破損ニ付

田所惣大判官代石井新左衛門尉信高平朝臣兼奉幣使「建武二年(1335)十月、父信兼ヨリ受^レ讓家督相続、任^ニ田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣^一、正平六年(1351)十月三日 安芸国河戸村国衙分^一タニ分可^レ令^ニ領知^一旨常陸親王ヨリ頂載 永和五年(1379)二月二十五日厳島社勅使装束破損ニ付キ為^ニ料足^一 当国入野郷一町ノ内三反 黒瀬村二反以上拝受ノ免状アリ」

りょうそくとして

為^ニ料足^一 当国入野郷一町之内三段、黒瀬町二段、以上五段拝受之免状アリ

『府中町史』第一卷一九八頁によると田所惣判官代、石井新左衛門尉 建武二年(1335)相続

『田所累系』によれば田所信高は厳島神社初申神事奉幣使、至徳2年（1384）より田所在俊に続いて田所氏は厳島上卿役定勅使祭主等を明治5年（1872）まで世襲した⁽²¹⁾。』

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書に署名あり
天明五年(一七八五)己七月 厳嶋定勅使

(印)

田所主税元教 □

『田所累系』に

『受^ニ浅野家之命^一、勅使装束破損ニ付受^ニ国命^一、
天明五年(1785)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ
御装束調換ニ相成り、拝載ス』

注(20)田務職議状 田所則兼 [姓佐伯、氏田所、任^ニ*田所惣大判官散位佐伯朝臣^一、* (1156)

保元三年(1158)十月日、父自^ニ惟兼^一受^レ讓蒙田所書生職之

免許之御廳宣アリ

久寿二年(1155)十月十四日、

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書

目録 同御宇仁平二年(1152)一田務職議状

(21)『田所累系』明治五年・明治八年・明治九年此三度差出 扣（田所家文書）；『芸州府中荘誌』、

212, 213, 214, 215, 221頁；『安芸府中町史』第一卷、196, 197, 198, 199頁。

5 阿岐国造家と厳島神社

1) 昌泰 3 年(900)に田所氏が世襲した職名一覧の中に、奉幣使、いつくしまこふしやうけいやくていちよくしきいしゅ厳島国府上卿役定勅使祭主(定勅使祭主)というのがある。これは昔からの国造家としての仕事であり、安芸国にとって重要な国事であったので、まず、国造家と厳島神社の関わりについて述べておく。

2) 『厳島信仰事典』鎌倉・南北朝期厳島社支配の特質 厳島社領構造 によると『鎌倉期における厳島社領が二類型に分かれる。

伊都岐嶋社神主藤原親実袖判下文 御判物帖二十八号【『広島県史』 古代 中世資料編Ⅲ〈厳島文書編 2〉】

(藤原親実) (花押)

下 伊都岐嶋社領等

可早以文章生盛頼、檢注言上当社領田畑在家桑等事

右、云別納不輸所々、云政所沙汰村々、不漏一所、惣公文相共、

可檢注言上之如件、以下、

寛喜二年(1230)七月十三日

神主佐伯⁽²³⁾』

注(23) 『厳島信仰辞典』、257頁。

3) 『厳島信仰事典』によると『厳島神社は建永二年(1207)七月と貞応二年(1227)の二度にわたって火災に見舞われた。そのつど国済物をもって再建の功に宛てるという措置が講じられたが、事業の全体的進捗とすればはかばかしいものとはいえなかった。文暦二年(1235)になると、これまでの国司一任という形から国務を直接神主に付すという処置がとられ、前周防守が安芸国守護に補任されるなど大幅なテコ入れが行われた。前掲資料はこうした一連の動向のなかで神主藤原親実が惣政所文章佐伯盛頼に命じて、厳島社造営のための人夫・雑事調達の基礎をなす厳島社領の檢注確定を企図したものであった。そこから一般に厳島社領と称されるものが「別納不輸所々」と「政所沙汰村々」という所領形態と支配方式のまったく対照的な二つのタイプよりなることが明らかにされる。また、「別納不輸所々」から国衙免田系統に属する所領を、「政所沙汰村々」からは厳島社の直接支配のもとにおかれた領域性をもつ荘園・郷・村などを指のであろうことがうかがわれる。(中略)前者の場合はさらに、所当・雑公事ともに国衙に弁済することなく、不輸として厳島社に割り宛てられる国衙領不輸免田の一たる一宮免

田(御読経免と御供田)と、別符名、郡・郷分などとならんで安芸国衙領の応輸田を構成する別結解名べつけつげみょうの二つに大別される⁽²⁴⁾。』

注 (24) 『厳島信仰辞典』、257頁。

表 I 「別納不輸所々」(別結解名)⁽²⁵⁾

名	所在	初出史料他
① 行 永	佐西郡	嘉禎4(1238)・4・17(新出97) 国衙領

② 倉 重	〃	嘉禎4 (1238) ・ 7 (新出49)	国衙領
③ 千 同	〃	嘉禎4 (1238) ・ 7 (新出49)	国衙領
④ 福 永	〃	正治元年 (1199) ・ 12 (新出24)	国衙領
⑤ 福 久	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	国衙領
⑥ 松 丸	〃	正治元年 (1199) ・ 12 (新出24)	国衙領
⑦ 宮 守	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	国衙領
⑧ 利 松	〃	嘉禎4 (1238) ・ 7 (新出49)	国衙領
	佐東郡	仁安元 (1166) ・ 11 ・ 17 (新出92)	国衙領
			応永注進状
⑨ 則 末	佐西郡	嘉禎4 (1238) ・ 7 (新出49)	国衙領
	緑井郷	元享4 (1324) ・ 3 ・ 8 (野坂6)	国衙領
⑩ 久 延	佐東郡		国衙領
⑪ 光 清	〃	正治元年 (1199) ・ 12 (新出24)	国衙領
			応永注進状
⑫ 吉 次	〃	仁安元 (1166) ・ 11 ・ 17 (新出91)	国衙領
			応永注進状
⑬ 今 武	〃		応永注進状
⑭ 則 弘 (大墓)	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 7 (新出97)	応永注進状
⑮ 宮 吉	〃	仁安元 (1166) ・ 11 ・ 17 (新出92)	
	安南郡		国衙領
⑯ 定 順	緑井郷	正治元年 (1199) ・ 12 (新出24)	国衙領
			応永注進状
⑰ 重 武	〃		国衙領
⑱ 吉 武	〃		国衙領
			応永注進状
⑲ 市 吉	安南郡	嘉禎4 (1238) ・ 9 (新出50)	
⑳ 清 元	高宮郡	文治5 (1189) ・ 6 (新出22)	
㉑ 千与末	山県郡	嘉禎5 (1239) ・ 正 (新出99)	応永注進状
㉒ 福 光	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状

注(25)『巖島信仰辞典』、259 頁。

表Ⅱ「政所沙汰村々」(荘園・郷・村)⁽²⁶⁾

荘園・郷・村	所在	初出史料他
(1) 大 竹	佐西郡	年月日不詳 (新出113)
		嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)
(2) 小 方	〃	年月日不詳 (新出113)
		嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)
(3) 平 良 荘	〃	永仁2 (1294) ・ 3 ・ 28 (御判51)
(4) 宮 内 荘	〃	仁治3 (1242) ・ 3 ・ 25 (卷子70)
(5) 川 内	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)
(6) 寺 田	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)
(7) 保 井 田	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)
(8) 佐々利別符	〃	仁治元 (1240) ・ 11 (野坂324)

(9)	高井	〃	元弘3 (1333) ・ 5 ・ 27 (厳野1761)	
(10)	吉木	〃	嘉禎5 (1239) ・ 正 (新出99)	
(11)	石道村	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(12)	己斐村	〃	貞和4 (1348) ・ 8 ・ 26 (御判55)	応永注進状
(13)	久島郷	〃	正和元 (1312) ・ 4 ・ 12 (小田29)	
(14)	吉和村	〃		応永注進状
(15)	桑原新莊	佐東郡	永仁2 (1294) ・ 3 (御判51)	応永注進状
(16)	萩原村	〃	嘉応3 (1171) ・ 正 ・ 15 (新出18)	
(17)	坪井	〃	仁安元 (1166) ・ 11 ・ 17 (新出91)	応永注進状
(18)	堀立	〃	仁安元 (1166) ・ 11 ・ 17 (新出92)	応永注進状
(19)	中州別符	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(20)	古河村	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(21)	河内村	〃	嘉元2 (1304) ・ 11 ・ 23 (野坂336)	
(22)	久知村	〃		応永注進状
(23)	安摩莊	安南郡	治承3 (1179) 12 ・ 7 (新出47)	応永注進状
(24)	祈莊	高田郡	承安3 (1173) 3 ・ 2 (御判17)	
(25)	尾越村	〃	承安3 (1173) 3 ・ 2 (御判16)	
(26)	三田新莊	〃	正治元 (1199) ・ 12 (新出24)	応永注進状
(27)	井原村	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(28)	保垣上下村	〃	建保4 (1216) ・ 7 ・ 16 (閏卷58)	応永注進状
(29)	長田郷	〃	建保4 (1216) ・ 7 ・ 16 (閏卷58)	応永注進状
(30)	高田原別符	〃	建保4 (1216) ・ 7 ・ 16 (閏卷58)	応永注進状
(31)	佐々井村	高宮郡	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	
(32)	小山村	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(33)	石浦村	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(34)	寺原莊	山県郡	長寛2 (1164) ・ 閏10 ・ 14 (新出39)	応永注進状
(35)	志道原莊	〃	長寛2 (1164) ・ 6 (御判13)	応永注進状
(36)	三角野村	〃	嘉応3 (1171) ・ 正 (新出41)	
(37)	壬生莊	〃	嘉応3 (1171) ・ 正 (新出41)	応永注進状
(38)	春木・市折村	〃	安元元 (1175) ・ 11 (新出45)	応永注進状
(39)	木次	〃	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(40)	大田郷	〃		応永注進状
(41)	志芳莊	賀茂郡	永徳元 (1381) ・ 7 ・ 1 (御判58)	応永注進状
(42)	造果保	〃	建武3 (1336) ・ 5 ・ 1 (御判54)	応永注進状
(43)	上竹仁	豊田郡	嘉禎4 (1238) ・ 4 ・ 17 (新出97)	応永注進状
(44)	香屋村	不詳	寛喜2 (1230) ・ 10 ・ 25 (新出28)	応永注進状
(45)	額原郷	〃		応永注進状

注(26)『厳島信仰辞典』260頁；新出は新出厳島文書、卷子は卷子厳島文書、国衙領は(年未詳)3月日付安芸国衙領注進状(田所文書)、応永注進状は応永4月6日付厳島社注進状(卷子8)、御判は御判物帖、厳野は厳島野坂文書、の各々略称である。

4) 『厳島信仰事典』によると『・・・・・・厳島神社に拠った佐伯氏は、かつて大化前代に広島湾沿岸付近に居住した海人族の首長として一帯に臨み、佐伯部設置に際してはその管掌者たる佐伯直を名乗って、令制施行後の佐伯譜第郡司へと系譜していく一族であった。社家所領とは古くから佐西郡、佐東郡に蟠距した彼らが、その固有の勢力を浸透拡大させていくなかで形成されてきたものであったと考えられる。そしてさらに厳島社領は、国衙在庁を拠点とした田所氏が伊都岐島神を共通の祖神と仰ぐ佐伯氏同族であったところから、安芸国衙領体制下においてもひとり別結解名としての安定的な位置づけを

与えることになったのである⁽²⁷⁾。・・・・・・』

注(27)『厳島信仰辞典』、261頁。

大化改新後の安芸国造の資料として、『厳島信仰事典』鎌倉・南北朝期厳島社支配の特質 1)「別納不輸所々」(別結解名)によると『長寛2(1164)四月清原清末は父清宗の代に買得した佐東郡若狭郷内の私領吉枝名を、その不在期間中管理を委ねていた津四郎大夫末道が横領しているとの噂を聞き知るにおよんで、女婿権国造佐伯氏と連署の上、厳島社に寄進している。

別結解名とは、このように佐西・佐東郡を本拠地とする社家豪族佐伯氏の個別的に領有しきたった所領が、安芸国衙領体制下において一定の身分表示をともないつつ公認されたものと把握することが可能であろう。

厳島社領の成立は国衙領支配体制の確立の一環、厳島社支配は、国衙支配の派生によるものと評価しうるであろう。平安末・鎌倉期の厳島社支配は国衙支配体制との癒着をベースとしつつ、神主の社家政所を介した国衙領主的支配と規定することができるのである⁽²⁸⁾。』

注(28)『厳島信仰辞典』、261頁。

5) 厳島社支配機構と大化の改新後の国造

『厳島信仰事典』の正治元年(1199)十二月日 新出厳島文書二十四号。伊都岐島社政所解 によると

『・・・政所の構成を具体的に示すのは、正治元年分の御供田免除を国衙に対して申請した伊都岐島社政所解である。それによると、政所は神主正国造兼修理惣大檢校佐伯をはじめとして物申、案主、修理檢校、行事、小行事より構成されるものであったことがわかる。この段階ではまだ神主も正国造を名乗っているように、藤原姓神主入部以前の本来の豪族的な佐伯氏神主であった。平安から鎌倉初期にかけての厳島社政所は佐伯系の神主と有力社家により構成されたと考えてまちがいないであろう⁽²⁹⁾。』

注(29)『厳島信仰辞典』支配機構、263頁。

『宮島町史』地誌紀行編 藝藩通志 卷十四によると、^{はつさるきい}初申祭の祠官職員の編成が詳細に残されている『按に、古昔、祠官連署、状に、第一、神主、正国造、兼修理者檢校。小監物、第三、案主権国造。第四、物申権国造。第五、行事権国造。第六、小行事権国造とありて其以下考えるべからず⁽³⁰⁾。・・・・・・』

注(30)『宮島町史』地誌紀行編、342頁。

6) 『新修広島市史』第一編第二章 第一節第一項 によると『厳島神社は始原的には自然崇拜の対象と考えられるのであるが、^{つくしむなかたのきみ}「筑紫胸肩君等を祭る所の神」「日本書紀」卷一・・・・・・厳島神社は本来佐伯氏の氏神的な地位を有するにいたり、・・・・一時は平氏の氏神的な存在となった・・・・佐伯郡地方を根拠とした安芸国佐伯部の伴造として豪族的な勢力をもっていた佐伯氏の一族であり、同氏の氏神である厳島神社の司祭者、当時一族の統率的地位にあったことは確実であろう⁽³¹⁾。・・・・・・』

注(31)『新修広島市史』14, 29頁。

7) 『厳島信仰辞典』鎌倉南北朝期厳島社支配の特質によると『厳島社領は、国衙在庁を拠点とした有力在庁官人の田所氏が、厳島神を共通の祖神とした佐伯氏同族により、荘園領主側から所領田の確認申

請があると、国司はその申請文書を国衙田所の調査に付す。不輸免田を国衙に認定してもらう際、田所が作成するこの勘文は極めて重要であった。安芸国衙領体制下でもひとり国衙領不輸所々（別結解名）としての安定的地位を与えることになったのである⁽³²⁾。』

注(32)『厳島信仰辞典』、261頁。

6 厳島の弥山の山岳信仰

1) 『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰 原始・古代の弥山

『原始時代から、周辺沿岸や島嶼^{とうしょ}の住民は弥山を主峰とするこの島の山容に神霊を感じ、信仰の対象としていたと考えられる。

この島へ厳島神が鎮座する経緯についての初見資料は、仁安三年（1168）十一月日の神主佐伯景弘解である。これによると、「当社者、推古天皇瑞正五年^{みづのおとし} 癸 丑 之年なりと 和光同塵垂迹跡以降、星霜歳重、感応日新（中略）御垂迹之時、御託宣状云（中略）以_二異姓他人_一、不_レ可_レ為_二神主_一、不可從_二事神事_一、以_二佐伯鞍職子々孫々_一以_二神主職_一、令_レ遂_二造営者_一、彼鞍職者景弘之曩祖也」としている⁽³³⁾。』

注(33)『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰、227頁。

3) 安芸国の初申神事について

初申神事は安芸国の国祭(祭祀)として治承三年(1179)より、厳島神社と安芸・国府・府中の初申神事に、京都より勅使が使わされた。

【『拾芥抄』(鎌倉時代中期には原型が成立したとみられる)に、「正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近_二代無_二其沙汰_一欵⁽³⁴⁾、」とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。

其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。】この頃より、勅使の代わりに田所氏が^{こふしやうけい}国府上卿と呼ばれ、田所氏は安芸国の有力在^{はつさるしんじ}官人と 初申神事の奉幣使を兼務した。代々の厳島国府上卿役で、厳島神社に列席する最上位の公卿(正三位上：天皇の権威を表す。個人の位階とは異なる)の公職であり、至徳二年（1384）からは安藝國初申神事の定勅使祭主の仕事で、正式な職名は正三位上安藝国厳島神社年中^{はつさる}両度初申/御神事定勅使上卿役祭主兼安藝郡府中村 南 松崎八幡別宮 北 惣社も厳島と同様代々定勅使祭主を代々世襲した。厳島国府上卿田所屋敷・惣社・松崎八幡別宮・山王社もこれに参加し厳島国府上卿兼祭主を招く儀式が明治五年(1872)まで行われた。

注(34)『芸藩通志』巻一、193, 194頁。

『宮島町史』 資料編 地誌紀行編 I 芸藩通志巻十四 祭祀祈祷^{さんかいぎ} 山槐記に

『治承三年（1179）二月二十九日初申神事は 被_レ發_二遣祈一年一穀_一奉_二弊安芸伊都岐島_一、可_レ令_レ列二十二社_一之由、有沙汰頭中将通親朝臣、被仰下云々、而猶彼_二社祭日只可令預官幣之由有議被止二十二社例とあり。又按に、拾芥抄に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近_二代無_二其沙汰_一欵、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う⁽³⁵⁾。』

注(35)『宮島町史』 資料編 地誌紀行編 I 芸藩通志卷十四 祭祀祈祷、 329 頁。

『厳島信仰事典』原始・古代の弥山によれば・・・『厳島神社の祭礼の中でもっとも重要視されるものは、二月と十一月の初申神事であった。後者は鎮座祭といわれ祭神の基本的性格にかかわることを示している。・・・[治承三年（1179）に]朝廷において祭礼日を定めたとするがそれはもちろんそれ以前の厳島で祭礼が行われていた祭祀を公認したものであろう⁽³⁶⁾。』

注(36)『厳島信仰事典』、228頁。

『宮島町史』地誌紀行編 藝藩通志 卷十五によると、^{はつさるさい}初申祭の祠官職員の編成が詳細に残されている。

『祠官職員 按に、古昔、祠官連署、状に、第一、神主、正国造、兼修理物大檢校。第二、大行事、権国造、小監物。第三、案主権国造。第四、物申権国造。第五、行事権国造。第六、小行事権国造、とありて、其以下は、考えるべからず。右神主職は、永萬、治承、文治の比には、散位、佐伯朝臣、景弘、清元等、これを勤む。百練抄には、前安芸守とあり。

文暦二年(1235)より、前周防守藤原親実、安芸守となり、桜尾城に在りて、代々神主兼ねたりしが、興藤に至り、滅亡し、その後この職廃しぬ。今、官員左の如し。

棚守職一員 棚守將監家<本姓佐伯。又野坂氏を称せし時もあり。今は職名を、氏によぶ。以下、上卿、祝師、大行事など、是に倣う。すべて、姓は、佐伯也>、世々、此職たり。又社務を掌る。故に社奉行と称す。又舞方左師を兼る。

上卿職二員 一は、故国府に居る。田所伊織家、世々此職たり。毎年二月、十一月の両祭には、地方の属官を率い、島に渡りて、祭りを行う。其の家相傳云、古は朝廷より、年々、奉幣使ありけるが、後に田所をして、兼しめられて、永く其職を守ると。

一は島に居る。上卿十太家、世々此職たり。一に神主代と称す。櫻尾の故神主、海上風波の時、祭祀を闕くことを恐れ、代を置いて、掌(つかさど)らしめしより、かく称すとなん。

祝師職一員 祝師齋家、世々此職たり。簾内を掌守り、又祭儀に預る。昇殿役、六家の長たり。玉殿の内は、六家たりとも、古来、窺うを、得ず。ひとり祝師職のみ、これを勤む。

大行事職一員 大行事學之助家、世々此職たり。又御供奉行と称す。

檢校職一員 難波幾五郎家世々此職たり。

横竹職一員 横竹和七郎家世職<案に横竹、職名とも見えず末審>。

修理行事職一員 所百松家、世々、此職たり。

小行事職一員 里村門之丞家、世々此職たり。

客人棚守職一員 田兔毛家、世々此職たり、右舞師を兼る。

地御前棚守職一員 飯田保之進家、世々此職たり。

舞方十員 左方五員<棚守將監、能美強十郎、所鞆負二員のことをかね行う。福田八郎。>

右方五員<田兔毛、飯田並枝、所百松、長佐兵衛、田左仲>

樂方十五員 <熊野八塩> 太笛役一員<同> 笏拍子役一員<飯田要人> 長笛役一員<村井久米> 太鼓役一員<熊野内記> 御燈役一員<同> 鉦鼓役一員<能美強十郎> 三鼓役一員<村井直衛> 齋築役<三浦笹之丞 福田八郎> 琵琶役一員<熊野内記> 鞆鼓役一員<飯田並枝> 琴役一員<三浦笹之丞> 笙役一員<飯田要人> 笛役一員<村井直衛>

内侍三十一人 職掌、粗同じけれど、少々差等あり。御殿、階下まで進み、傳供をなし、故ある神樂

にのみ會するもの、十員あり。十員の内、八乙女と称し、左右、四座に分るく 竹林内侍、徳壽内侍、四臈内侍、五臈内侍、六臈内侍、七臈内侍、八臈内侍、新内侍二人。大床より、上の傳供をなして、平常神樂をも勤むもの八員く和琴内侍、韓神内侍、田内侍、才鶴内侍、千松内侍、於梅内侍、金千代内侍、於宮内侍。大床までの傳供、平常神樂をも勤むもの十三員く河野内侍、宮松内侍、紀伊内侍、於春内侍、飯田内侍、宮槌内侍、高井内侍、溝部内侍、石田内侍、宮熊内侍、地内侍、植木内侍、あねい内侍。

神樂男六員 笛役一員く徳田直記 鼓役三員く福田左膳 福田菊藏 安部幾三郎 沙汰人一員く羽山助一郎 調拍子役一員く佐伯喜大夫

仕入七員 小行事役一員く野上孫作 相伴役一員く久保田清次郎 小仕役一員く長助次郎 三代役一員く野村喜三郎 弊代役二役く石井角兵衛 瀬尾弥太郎 小公文代一員く伊藤源藏

神馬別當一員く福田左膳

祝者十二員く勝谷吉藏、渡部官由、三浦幾三郎、豊島左傳、三浦兵馬、桑原貞藏、勝屋勘吉衛門、溝部平角、佐伯助五郎、木部大五郎、神子周防、神子肥後 祓湯立のことを掌る。

大工職一員く豊島徳之丞 古来島の惣大工職にて、修理の事、大願寺に聴いて行ふ。家に正安、延慶、後の文書数通を蔵す。

小工職一員く野坂幾之丞

治工一員く山田氏 廿日市に居る。

平盆師一員く小方氏 地御前村に居る。

国府上卿属官九員く廳行事、弊上大夫、釵大夫、判官大夫、各一員。花大夫兼勤樂頭大夫、舞方大夫、各二員⁽³⁷⁾ 』

注(37)『宮島町史』地誌紀行編 藝藩通志 卷十五、341、342、343頁。

4) 巖島神社の初申神事の^{いつくしまこふしょうけいやく}巖島国府上卿役とは

『芸藩通志』卷一 卷十四 祭祀祈祷 法樂雜行事によると

【「初申祭 毎年二月、十一月、これを行う、・・・十一月の祭りをば鎮座祭とも称す。本社の神、始めて鎮座ありしは、十一月十二日にて、その日壬申なりし故に此日を用といふ、毎年祭の前月、未の亥日より。祭の日に至るまで、十日の間、当社の祝師、上卿、齋所に入りて潔斎する、^{こふしょうけいたどころ}国府上卿田所氏も其地に有りて潔斎する、未の夜半、両宮大宮、宮と云、客人已下両宮と称す、これに倣うに神供を献ず、^{ないし}内侍、^{がくにん}伶人樂を奏す、^{からかみ}韓神の歌曲、^{わごん}和琴、^{ふとふえ}太笛あり、これを国祭⁽³⁸⁾ (安芸国の祭祀：巖島神社と国府・惣社と松崎八幡別宮と山王社と田所国府上卿屋敷で行われた初申神事)と称す。この夜摂社、官幣社より、散米、弊紙敷布をたてまつる、此日、田所国府上卿・定勅使祭主、属官を率いて渡海し、船を^{わきのうら}脇浦に繋ぐ、^{いっそう}棚守より^{いっそう}雑飼料を送る、初申夜半、上卿、祝師、六家祠官、同じく社殿に会し、人をして国府上卿を迎える、使い七度半に至りて、国府上卿、船より上がる、先驅松明を取り、^{らんじよう}伶人乱聲を吹いてこれを導き、祠殿に至る、祝師、国府上卿に会し、奉幣し、祝師、祝文を読む、二人榊舞をなし、国府の祠官等人長舞をなし、^{さかき}榊葉、^{あけのこ}明子などいふ歌曲をうたう、その他、^{がくにん}伶人萬歳樂、延喜樂、甘州、林歌等の舞あり、二月、十一月祭儀同じ、但し十一月には^{ごとうしめしうけとどろかし}御燈消露槽置といふことあり、是皆神代の遺法なり云い、又十一月の祭りより、来歳二月の祭りまでは、山に入ることを禁じ島廻りも許さず、思うに、静にして神を鎮座せしむるの意なるべし、一年の祭事、特にこの二祭を重んず、凡当社の祭り、祠官供僧同じく行いけるに、僧徒立ち入らざるはこの二祭のみなり、六月十七日夜祭儀(管弦祭)のごときは、その盛んなることたぐいまれなりといえども、神遊を主として、祭典奉幣の重さ

にあらず、其他時月によりて祭儀おのおの常典あり⁽³⁹⁾、】

注(38) 初申神事は安芸国の国祭(安芸国の祭祀)

(39) 『芸藩通志』巻一、193, 194頁。

『宮島町史』 地誌紀行編 I 厳島図絵巻五によると、『初申の御祭^{みまつり}には、諸祠官大宮に会し、人をして国府上卿を迎えしむ。使七度半に及んで舟よりおりる。先驅の者松明^{たいまつ}を取り伶人乱声^{らんじょう}を吹いてこれを導き社殿に上る。諸祠官此に会し祝師奉幣の儀を勤め、祝詞を奉る。客人宮の御前にては、奉幣代・祝師二人榊舞をなし、国府の祠官人長の舞をなす。又榊葉・明子の哥曲をうたう。その他万歳楽・延喜楽・甘州・林哥等の舞あり⁽⁴⁰⁾。』

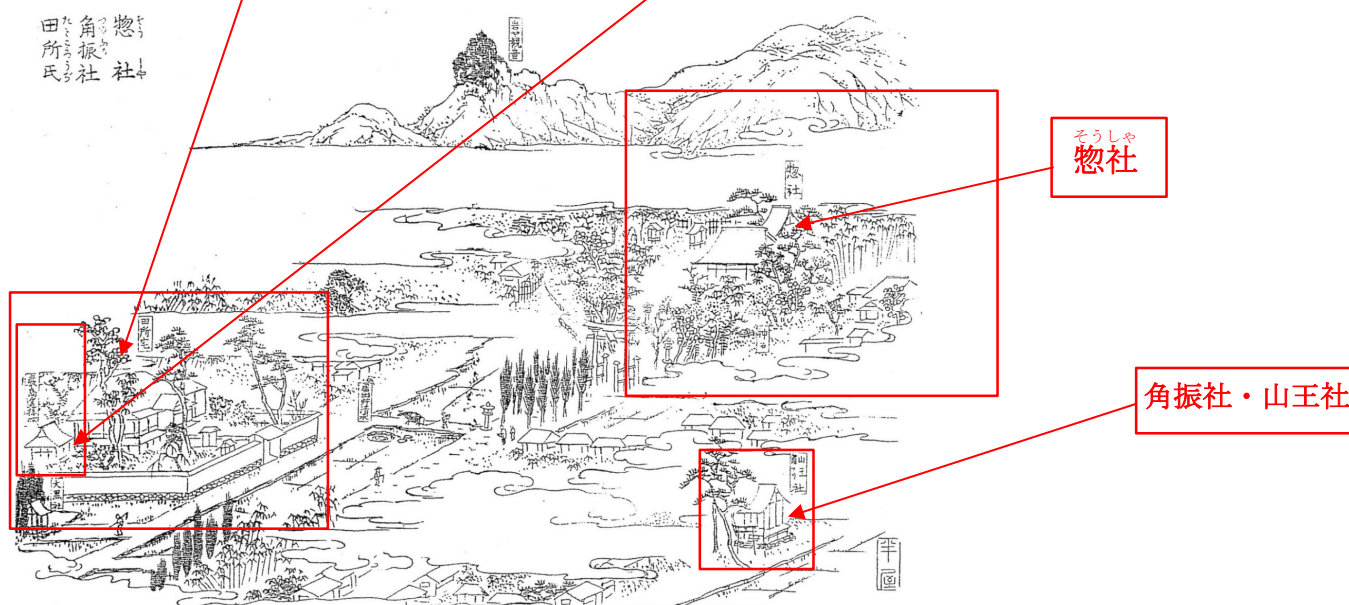
注(40) 『芸藩通志』巻一、193, 194頁；『厳島信仰事典』弥山の山岳信仰、228頁。

下図は大潮で満潮時の厳島神社



5) 厳島図絵の田所屋敷

約千二百坪の田所屋敷とは、田所氏が国廳屋敷と厳島国府上卿屋敷として、行政や初申神事の田所氏が祭祀を行った屋敷で、厳島遙拝所（国廳神社⁽⁴¹⁾・槻瀬明神⁽⁴²⁾）で定勅使祭主の神事が行われた。



上の図は厳島図絵巻之四 田所氏

初申/御神事定勅使上卿役祭主田所元朝（通称大進）が田所屋敷境内の大破した神殿（厳島遙拝所）

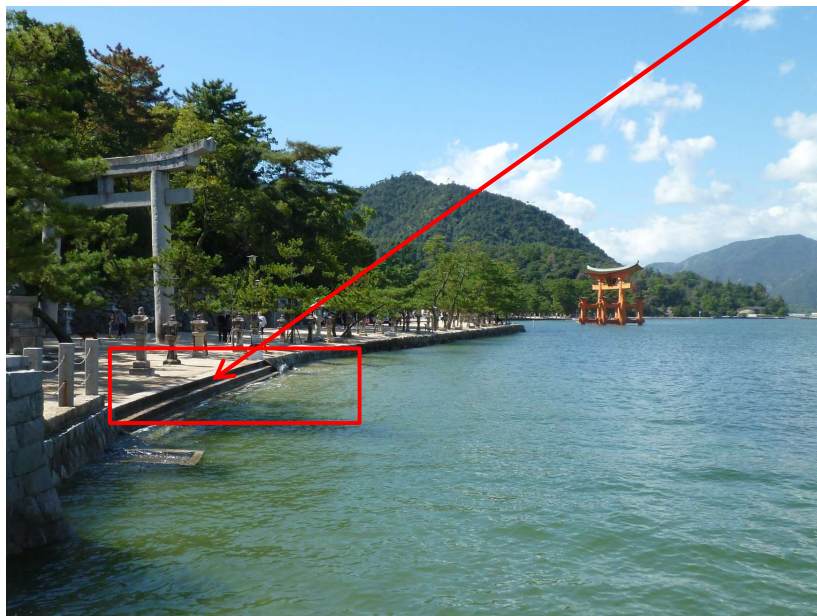
の再建を、天保四年(1833)に宮島奉行所へ願ひ出た。宮島奉行小野彦之丞が宮島の御山所において必要な用材を伐り渡し、又資金等の便宜も図った。この古文書を田所家が所蔵している。

注（41）『国史大辞典』によると中村は國府の地なりと。『芸州府中莊誌』村の北方石井城に国廳屋敷と呼ぶ地あり国廳神社 字石井城 国廳屋敷（現田所屋敷内）往古国廳内に神社を設け廳員一同朝、夕禮拝したもの。

注（42）『芸藩通史』巻二、532頁。田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、燈を献じて之を祭る。槻瀬明神は『芸藩通史』名神考 安芸国神名帳に正二位五前の位階とある。

最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社（埃宮）社司（宮司）・田所元善（竹槌）は大正五年（1916）11月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神」・大黒社の三社の御祭神を合祀し、田所明神社とした。

- 5) ^{はつさる}初申神事において、大潮・満潮時に国府上卿田所氏が上陸した^{しょうけいがんき}上卿雁木



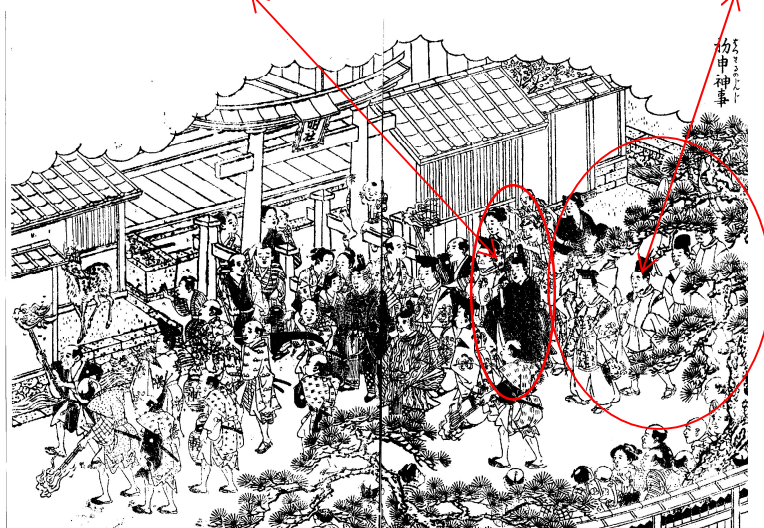
6) 初申神事の上卿雁木

『宮島町史』 地誌紀行編 I 芸藩通志十四 によると、『初申夜半、上卿〔上卿とは風波の時の
国府上卿のかわりを勤めた^{こふしょうけい}国府上卿(田所氏)代を指す。〕、祝師、棚守、六家祠官、^{がくにん}伶官同じく社殿
に会し、人(使者)をして、(舟の)^{こふしょうけい}国府上卿(田所氏)に向かう。使い七度半〔天皇に対する最高の
礼で、使者が舟で、七回半出迎えた〕、にいたりて、〔^{こふしょうけい}国府上卿(田所氏)・随員〕船より(上卿雁木へ
)上がる。先駆、松明をとり、^{らんじょう}乱聲を吹いて、これを導き、祠殿に至る⁽⁴³⁾。』

注(43)『宮島町史』 地誌紀行編 I 芸藩通志十四、330頁。

7) 厳島図絵巻四之二 府中上卿田所氏

初申神事において国府上卿田所氏が定勅使祭主として、国府随員九員をつれ本殿に向かう図



8) 田所家の定勅使としての権威

『芸州府中荘誌』、210, 211 頁によると、

或る古老の言に、浅野藩主、初申神事に参詣を思いだされ、船を島の沖合に止め、定勅使祭主・田所上卿の来島を待たれた。その日風があり、時間がたったので、藩主の権威により棚守職に伝えて、参拝を終えられた。定勅使祭主・田所上卿は之を知り、吾は永代勅使で、当日、正三位上の位階を持てり。(正三位上の位階は天皇の権威を表す職務上田所上卿が定勅使としての官位)藩侯は代々従四位下のみならず、勅使参祭前に参詣とは理非をわきまえない、とし、嚴重に抗議を申し送った。定勅使祭主・田所上卿は翌年より、脇浦(わきのうら)に船を繋ぎ、容易に本社に参向せず。夜半に達して、厳島の棚守、上卿(田所定勅使の代理)は定勅使祭主・田所上卿に 待ちかねて、速やかに参向していただくよう、使船を出す。定勅使祭主・田所上卿(個人の官位は従五位の下)いまだ早しと、出船せず。遂に七度半の使船を受けて、夜半を過ぎるころ、参向し祭事に参列する例しとなった。為に藩侯は翌日参拝の余儀なきに至ったと言う。田所家の権威を知ることが出来ます⁽⁴⁴⁾。

注(44) なお原文を当家の『田所累系』他、古文書等により誤りを訂正し、現代文に筆者が直しています。

7 鎌倉時代の朝廷の支配体制と守護・地頭による土地の二重支配体制

論文 「地域の歴史と文化の学習 ―古代・中世における安芸国の土地をめぐる紛争―

UEJ ジャーナル第 14 号 (2014 年 9 月号) https://www.uejp.jp/pdf/journal/14/22_tadokoro2.pdf

の 54 頁から 61 頁において論文を発表しています。以下大事な内容と、他に重要な資料等で構成しました。詳しくは上記の論文を参考にして下さい。

1) 安芸国の荘園の分布（平安・鎌倉）表 3-1 および表 3-2

注『広島県史』中世による



図3-1 安芸国の荘園分布（平安・鎌倉時代）
『広島県史』中世による。

表3-2 安芸国の荘園（平安・鎌倉時代）

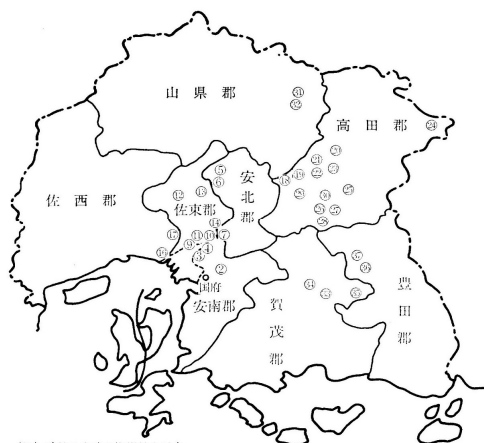
荘園名	分類	成立時期	備考	荘園名	分類	成立時期	備考
①生口北荘	皇室領	平安		⑩武清保寺社領	鎌倉		所在不明
②吉茂荘	〃	〃		⑪吉田荘	〃	平安	
③安摩荘	〃	〃		⑫牛田荘	〃	〃	鎌倉期は 国高領
④開田荘	〃	〃		⑬日高荘	〃	〃	
⑤可部荘	〃	〃		⑭大朝荘	〃	〃	
⑥能美荘	〃	〃		⑮後三条院新勅 旨田	〃	〃	散在所領
⑦田門荘	〃	〃		⑯大竹・小方	殿島社領	〃	
⑧後三条院本勅 旨田	〃	〃	散在所領	⑰平良荘	〃	〃	
⑨志芳荘	〃	〃	〃	⑱宮内荘	〃	〃	
⑩沼田荘	〃	〃	〃	⑲久島郷	〃	鎌倉	
⑪三入荘	〃	〃	〃	⑳大墓村	〃	〃	
⑫阿土熊野保	諸司領	鎌倉		㉑三田新荘	〃	平安	
⑬世能荒山荘	〃	〃	〃	㉒長田郷	〃	〃	
⑭入江保	〃	〃	〃	㉓妻保垣別符	〃	〃	
⑮高屋保	〃	〃	〃	㉔高田原別符	〃	〃	
⑯多治比保	〃	〃	〃	㉕井原村	〃	〃	
⑰倉橋荘	摂関家領	平安		㉖寺原荘	〃	〃	
⑱大崎荘	〃	〃	〃	㉗志道原荘	〃	〃	
⑲美別符	寺社領	〃	所在不明	㉘三角野村	〃	〃	
㉑呉保	〃	〃	〃	㉙壬生荘	〃	〃	
㉒松崎別宮	〃	〃	散在所領	㉚春木・市析村	〃	〃	
㉓郡宇・竹原荘	〃	〃	〃	㉛安芸町村	〃	鎌倉	
㉔佐東河社	〃	〃	〃	㉜内都荘	〃	平安	

『広島県史』中世による。「分類」は鎌倉時代を中心としたもの。

2) 広島県重要文化財紙本墨書田所文書(安芸國衙領注進状一卷(鎌倉中期頃の國衙領の詳細が 14 紙にわたって記載されている。)・沙弥某讓状一卷(鎌倉中期頃から後期にかけて荘園の詳細が 12 紙にわたって記載されている。))による安芸国府の國衙領の分布と荘園の分布

注『広島県史』中世 図 27 安芸國衙領分布図、70 頁；

『ひろがる田所文書の世界』安芸国の國衙領と荘園一覧表、25 頁。



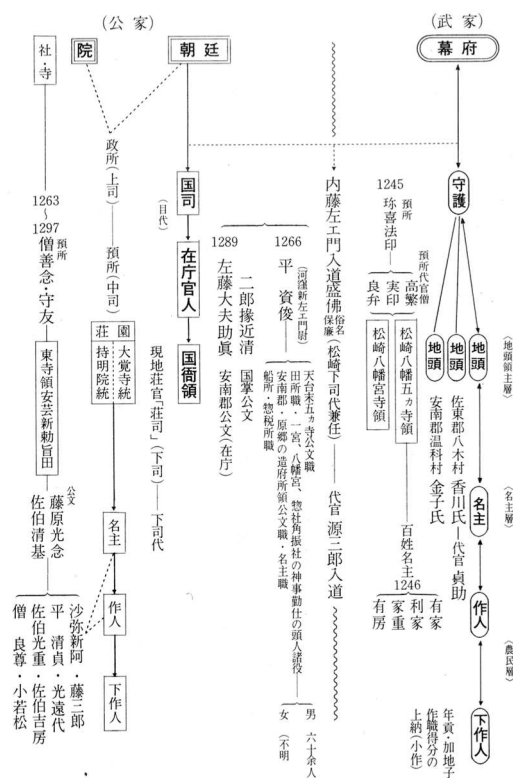
(注) 破線は当時の海岸線を示す

図27 安芸國衙領分布図

安芸国の國衙領と荘園一覧表

單位所領	郡名	現在地（比定）	所領名	郡名	現在地（比定）
1 安南郡	安南	府中町・東区・南区の一部 安芸区船越町	イ 松崎別宮	安南	府中町宮の町5丁目
2 龜科村	〃	東区龜品	ロ 後三条院本勅旨田	安南	〃
3 原郷	〃	安佐南区祇園町	ハ 新勅旨田	佐東	〃
4 東原村	〃	〃	ニ 海田庄	安南	安芸郡海田町
5 飯室村	安北	安佐北区安佐町	ホ 阿土熊野保	〃	安芸区阿戸町・安芸郡糠野町
6 飯室久武	〃	〃	ヘ 世能荒山庄	〃	安芸郡蔵野川町
7 久村	〃	高瀬町	ト 安摩庄	〃	安芸郡江田島町・宮戸町・呉市 安芸区矢野
8 佐東郡	佐東	安佐南区祇園・安古市・佐東町	チ 倉橋庄	〃	安芸郡倉橋町
9 古岡村	〃	安古市町	リ 呉保	呉市	〃
10 八木村	〃	佐東町	ヌ 牛田庄	〃	東区牛田
11 緑井郷	〃	〃	ル 田門庄	安北	安佐北区高瀬町
12 輪村	〃	沼田町・安佐北区 安佐町	ヲ 可部庄	〃	〃 可部町
13 阿土毛木村	〃	〃	ウ 三入庄	〃	〃
14 細野村	〃	佐東町	カ 佐東間社	佐東	安佐南区祇園町
15 佐西郡	佐西	佐伯郡・大竹市・西区の一部	キ 桑原新庄	〃	〃
16 己斐村	〃	西区己斐町	ク 大竹・小方	佐西	大竹市
17 弥村	高田	高田郡八千代町	レ 平良庄	〃	甘日市
18 佐々井村	〃	〃	ノ 宮内庄	〃	〃
19 石浦村	〃	吉田町	ツ 久島郷	〃	佐伯郡佐伯町
20 岡田郷	〃	八千代町	ネ 能美庄	〃	〃 大崎町・神美町・能美町
21 菊田久武村	〃	〃	テ 吉田庄	高田	高田郡吉田町・向原町・甲田町
22 弥次村	〃	吉田町	ラ 入江保	〃	〃 吉田町
23 栗屋郷	〃	三次市栗屋町	ム 多治比保	〃	〃
24 長田久武	〃	高田郡向原町	ウ 内都庄	〃	〃
25 三田郷	〃	安佐北区白木町	エ 長田郷	〃	〃 向原町
26 三田小郷村	〃	〃	ノ 三田新庄	〃	安佐北区白木町
27 三田久武	〃	〃	オ 寺原庄	山県	山県郡千代田町
28 志道村	〃	〃	ク 志道原庄	〃	〃 豊平町
29 井原村	〃	〃	ヤ 大朝庄	〃	〃 大朝町
30 阿戸村二分	山県	山県郡千代田町			
31 阿戸村一分	〃	〃			

3) 前期封建社会の二重支配構造（13世紀鎌倉後期）と諸職⁽⁴⁵⁾



第三章 古代および中世の郷土
表3-5 前期封建社会の二重支配構造と安芸国(13世紀・鎌倉後期)

注 (45) 安芸府中町史第一巻第四節鎌倉期の府中、166頁。

8 鎌倉時代における関東武士団の西遷や安芸国の豪族等 地頭の出身地と補任時期

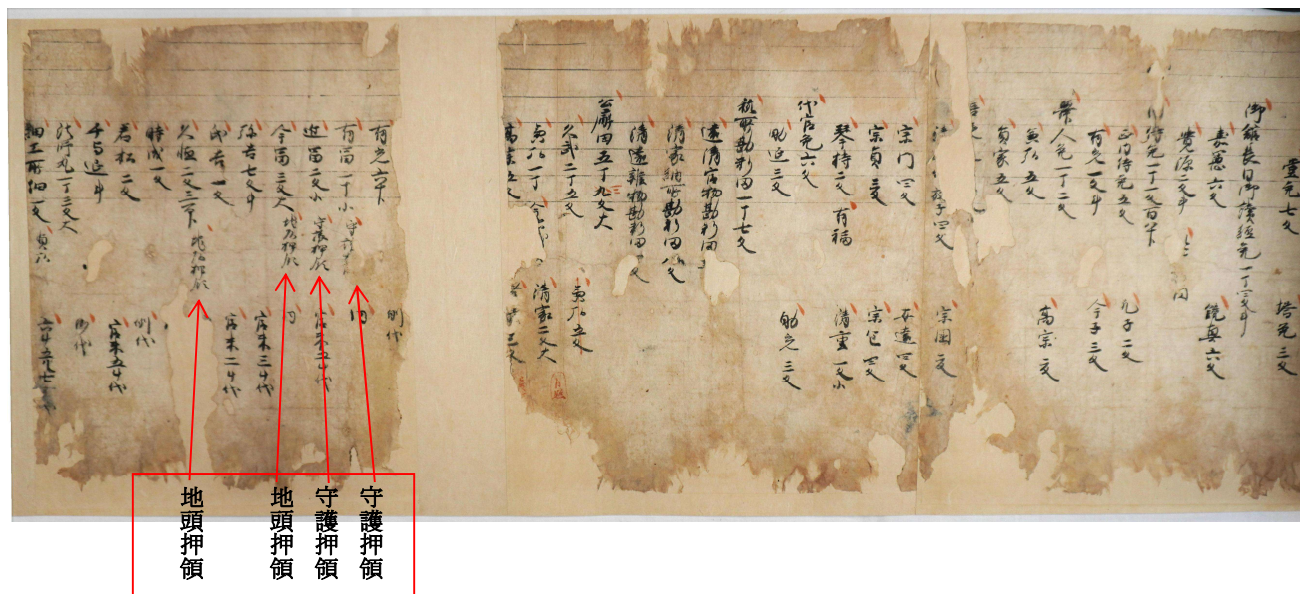
【安芸国の地頭の所在地と補任時期と出自】⁽⁴⁶⁾

地 頭	所 在 地	補任時期	出 自
佐伯氏	佐伯郡廿日市	承久3年(1221)	相模国鎌倉
香川(経景)氏	佐東郡八木村	承久3年(1221)	相模国高座郡大庭荘香川村
香川氏	山県郡戸谷村	承久3年(1221)	相模国香川村
吉川(経光)氏	山県郡大朝本庄	承久3年(1221)	駿河国入江荘内吉河邑
熊谷(直時)氏	安北郡三入庄	承久3年(1221)	武蔵国大里郡熊谷郷
平賀(有信)氏	安北郡三入庄 安芸町村	承久3年(1221)	信濃国佐久郡平賀邑
新野(頼章)氏	安北郡三入庄	承久3年(1221)	伊豆国三津庄
阿曾沼(親綱)氏	安南郡世能荒山庄	承久3年(1221)	下野国安蘇郡阿曾沼郷
金子〔六郎入道時蓮(慈蓮か)〕氏	安南郡温科村	承久3年(1221)	武蔵国入間郡金子郷

金子氏	安北郡久村	承久 3 年(1221)	武蔵国入間郡金子郷
児玉氏	豊田郡竹仁村	承久 3 年(1221)	武蔵国児玉郡
小早川（茂平）氏	都宇竹原荘	承久 3 年(1221)	相模国土肥郷早川荘小早川村
棕梨氏	豊田郡棕梨新庄	寛正 4 年(1246)	安芸国沼田荘
多賀谷氏	安南郡蒲刈島	建長元年(1249)以前	武蔵国埼玉郡騎西庄多賀谷郷
三戸氏	加茂郡西条郷	建長 3 年(1251)	伊豆国田方郡三戸村
沼田小早川（遠平）氏	沼田郡沼田荘	建永元年(1206)以前	相模国土肥郷早河荘小早川村
毛利（時親）氏	高田郡吉田荘	文永 6 年(1270)	相模国愛甲郡毛利庄平賀(直宗)氏
平賀（直宗）氏	加茂郡高屋保	弘安元(1278～1287)	出羽国平鹿郡
天野（顕義）氏	加茂郡志和堀	南北朝期(1333～1336)	伊豆国田方郡天野郷
井原高氏	高田郡井原庄	延元元年(1336)	高師直の弟高師久(後に師重)の子、高氏教
新居氏	加茂郡黒瀬村	南北朝以降(1336 以降)	伊予国新居郡（神野郡）
宍戸氏	高田郡甲立村	南北朝以降(1336 以降)	常陸国宍戸荘
南方（親定）氏	山県郡南方村	延元元年後(1336 後)	豊前国門司
毛利氏（親衡→元春）	高田郡吉田荘	建武 3 年(1336～38)	建武新政権の没収後領地回復
国司（師武）氏 （高師泰の子）	高田郡国司荘	観応の擾乱後(1352 後)	下野国
田所（信高）氏	加茂郡竹仁村	延元元年(1336)	府中村（安芸国府）田所惣大判官代兼初申 ^{はつきるしんじ} 神事奉幣使
田坂氏	豊田郡長谷村	応永の頃応永(1399 頃)	
野間氏	安南郡矢野村	文政 2 年(1445)	尾張国野間荘
白井（親胤）氏	安南郡府中村	文明年間(1469～1486)	下総国白井郡白井荘
秋山氏	安南郡牛田村		

注（46）安芸国の地頭の所在地と補任時期と出自のリストは主に『国史大辞典』第 6 巻、『広島県中世』を参照したが、出自に関しては、自治体の市町村史も参考にした。9 安芸国衙の守護押領・地頭の押領の実例

実例① 田所文書(国衙領注進状)の守護押領・地頭押領四カ所の記載部分



実例② 田所文書国衙領注進状

『 有福一丁	守護押領	為光三反諸社
得重三反	守護押領	
江得三反小	地頭押領	弥吉三反小
国作所三丁二反	地頭押領	
仁保島四丁八反小	地頭押領	例代
弥富二反百歩	地頭押領	
紙免一丁	守護押領	有富

実例③ 田所文書沙弥某議状

『 符中 一所田 一反 地頭押領 上山(沢行作、黒丸父なり)
 件の所は在庁信景領、澤門名の内なり 負物を以て了んぬ
 所屋敷畠二反 地頭押領 北濱(国衙公人⁽⁴⁷⁾なり)
 件の所は造府所公文名の内也、而るに負物代と号し
 江田村 福原兵衛入道了西 守護押領
 件の畠は福原兵衛入道了西が之を伝領す而るに地頭押領の上は訴訟を経、
 領知せらるか、しからずんばその用途を沙汰し進められるべきの所、
 一向にその儀なきにより、事の由を訴え申し御下知を蒙りおえんぬ。凡そ子細に及ばざるか
 原郷一所同一丁の内(多阿五反は願覚跡、今は毗沙王、多阿の議状による也
 毗沙二郎五反は地頭押領、博打による 資俊 西鳥田)
 温科村 一所七丁 新堤
 一、地頭押領所々、先段に注し漏るる 坪々 安南郡 原郷 』

注(47) 『国史大辞典』、国衙で雑役に従事する職員。

おわりに

阿岐国の歴史と文化の学習においても、地域創生・地域づくり・地域おこしの基礎として、公民館な

で行う史跡探訪だけではなく、地域社会の歴史や文化などの根源を探っていくような学習を広げていくことにあつたと思う。郷土の歴史と伝統文化を深く知つことは、郷土への愛着心を育てていくことにつながり、広い生涯学習活動の分野の基となる。

＜古代の大和王権と天湯津彦命(安芸津彦命)や阿岐国造の佐伯氏の関係や、安芸国の中世の歴史＞について説明した。自分たちの住んでいる土地がどのような国で、歴史伝統文化の奥深さと、古代からどのように統治されてきたかを、知つておく必要があると思う。

阿岐国の古代からの歴史を学習すると共に、地勢の変遷や軍事・行政・祭祀が朝廷と幕府の二重支配構造の中でどのように変遷したかを示した。国衙領と荘園の変遷と守護・地頭の押領の実態を明らかにして、中世の土地の紛争が現在、社会に及ぼしている影響を示した。

こうした先人達が命懸けで公家法や御成敗式目等の中世の法律を創り、守つてきた時代の政治と軍事の歴史と伝統文化の実態を認識し、哲学を学ぶことが、各自治体が普遍的で、持続的な社会の活力を生む『地域おこし』の原点となると思う。

主要参考文献

第1次資料

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』^{さん}厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収、天明五年(1785)巳七月厳嶋定勅使 田所主税元教 広島県府中町、田所家；『国立公文書館内閣文庫風楓文書纂』^{ふうけんさん}和書厳島神社定勅使田所伊織元俊家文書所収 厳嶋定勅使田所伊織元俊 広島県府中町、田所家。

；紙本墨書広島県重要文化財『田所文書』(安芸国衙領注進状一卷、1227年頃。沙弥讓状一卷)、1289年頃尚、作成が数十年古いと推定されるふしがある。) 所蔵 広島県府中町、田所家。；最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使^{こふししょうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主田所元善竹槌・飯田直彦『田所累系』[明治五年(1872年)7月13日・明治八年(1875年)3月12日・明治九年(1876年)2月22日此三度差出^{ひかえ}扣(田所家文書)] 広島県府中町、田所家。

第2次資料

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』^{さん}厳島神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収、国立公文書館内閣文庫1984年；錦織 勤『ひろがる田所文書の世界』、府中町歴史民俗資料館1989年；野坂元良編『厳島信仰事典』戎光祥出版株式会社、2002年；菅原守編『芸州府中荘誌』黙平堂書店1932年；次田真幸『古事記』株式会社講談社、2000年；宇治谷孟『日本書紀』(上)株式会社講談社1988；西牟田崇生『延喜式神名帳の研究』株式会社図書刊行会、1996年；国史大辞典編集委員会『国史大事典』吉川弘文館、1979～1993年；安本美典 監修・志村裕子 現代語訳『先代旧事本紀「現代語訳」』批評社、2013年、2016年；龍肅 訳註『吾妻鏡』株式会社岩波書店、2008年；中尾莊一『白神社社記』白神社、1988年；勝丸博行編『郷土の歴史 仁保嶋城』1986年。

○市町村史

広島県『広島県史』原始 古代 通史Ⅰ、1980年；熊田重邦『広島県史』中世、1984年；広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1976年；広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1978年；福尾猛市郎

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、1978年；広島県『広島県史』古代中世資料編Ⅴ、1980年；府中町史歴史編纂委員会『安芸府中町史』第1巻1979年、第2巻、1977年；後藤陽一『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ；頼杏坪『芸藩通志』芳野裳華房、広島図書館、1907年；黒川道祐『厳島神社御文庫本芸備国郡志』厳島神社所蔵、1666年；岡田清編『芸州厳島図絵』島本文庫、1842年；小島常也『厳島道芝記』巻第5平凡社、1702年；収録 宮島町、1992年；広島市『新修広島市史』巻4文化風俗史編、1958年；『安芸町史』1973年；『安佐町史』、1977年；『五日市町史』上巻、1979年；『江田島町史』、2001年；『大朝町史』、1978年；『大竹市史』本編第1巻、1961年；『大野町史』、1962年；『海田町史』、1986年；『可部町史』、1976年；『倉橋町史』通史編、1991年；『呉市史』第1巻、1956年；『呉市史』第2巻、1959年；『呉の歴史』、2002年；『高陽町史』、1979年；『佐東町史』、1980年；『瀬野川町史』、1980年；『高田郡史』、1913年；『高宮町史』、1976年；『竹原市史』、第1巻、1963年；『千代田町史』古代中世資料編、1987年；『沼田町史』、1980年；『廿日市町史』通史編上、1988年；『廿日市町史』資料編Ⅰ、1979年；『福富町史』、2007年；『船越町史』、1981年；『三原市史』、第1巻、1970年；『向原町史』、1989年；『八千代町史』、1990年。

（本稿は、『UEJジャーナル』第14号（2014年9月号）に発表したレポート「地域の歴史と文化の学習 ―古代・中世における安芸国の土地をめぐる紛争―」の原稿に加筆修正をしたものである。参考 https://www.uejp.jp/pdf/journal/14/22_tadokoro1.pdf ）

たどころ こうのすけ
田所 恒之輔

最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主田所元善竹槌・飯田直彦【『田所累系』〔明治五年（1872）7月13日・明治八年（1875）3月12日・明治九年（1876）2月22日此三度差出扣（田所家文書）〕 広島県府中町、田所家。（田所家文書）】広島県府中町、田所家、1872年・1875年・1876年。および府中町史第一巻、196頁・田所氏系譜；五日市町史上巻、143,144頁；『芸州府中荘誌』田所家世次譜、196,197,198,199頁。等の系譜によると

阿岐国造家・国廳屋敷・厳島神社国府上卿屋敷 田所明神社〔（厳島遙拝所：国廳神社・槻瀬明神）大黒社合祀〕国立公文書館内閣文庫『風軒文庫纂』厳島神社定勅使田所主税元教家文書所収。国立公文書館内閣文庫『風軒文庫纂』厳島神社定勅使田所伊織元俊家文書所収。広島県重要文化財紙本墨書田所文書（安芸国衙領注進状一卷14[㊦]・沙弥某讓状一卷12[㊦]）所蔵。

（・・・は『田所累系』家系図の内、主要な者のみで、他は省略した。）

『天湯津彦命（安芸津彦命）の後裔、その五世孫 阿岐国造・鮑速玉命の後裔・・・五日市町三宅の田所屋敷に代々居住。・・・・・・

○佐伯資隆 姓平又佐伯両姓、氏ハ三宅 資隆（昌泰3年・900±） 佐西四度使（毎年四種の使者一大計帳使、正税使、貢帳使、朝集使一をもって国勢を中央に報告する役）、当国執事職免状ニ有リ。通称相知不レ申、田所ト云ハ免状ニ任ニズト田所執事職ニ有ルヲ以テ代々田所・三宅両名ヲ用イル。安芸国府・府中に赴任ス。

○資遠 佐西四度使、姓平又佐伯両姓相伝ウナリ、氏三宅、伝云 佐西四度使ニテ当国佐伯郡三宅村ニ住セシ故ナリト云ウ 安芸国府・府中に赴任ス

○資俊 佐西四度使 姓平 氏三宅 父資遠^{よわい} 齡 八十^よ余ニテ卒ス、資俊の時代まで当国佐伯郡三宅村ニ住ス
安芸国府・府中に赴任ス。

○信職^{のぶもと} 姓平、氏三宅、康平七年(1064)二月朔日、父資俊之受^{ゆずりうけて}レ讓而相續シ任^{ぶにんず}田所執事職、又寛治五年
(1091)四月、田所代々職事欲^{ちやくしかねのぶにくさいをうけんとほし}干嫡子兼信^{すなわちゆずりをうく}請^{ぶにんず}二国裁一、則受^{ゆずりうけて}レ讓、此の兼信補^{ふにんず}二任大帳所大判官代一 信職
ノ代ニ安芸国府・府中石井城ニ移住ス。

○兼信 姓平、寛治五年十日、父信職之受^{ゆずりうけて}レ讓而任^{ぶにんず}田所執事職之御庁宣ト云う綸旨を所持ス、又安南・佐
東・加茂・高宮諸郡之内領知ヲ讓ルト云ウコト本系図ニ相見エ、庁宣田所 大帳所惣判官代三善兼信、寛治五
年十日・・・

○俊兼 姓平、氏田所、兄資家ヨリ俊兼ハ養子トシテ家督ヲ相續セシメ從五位下ニ任ゼラル。厳島社宮司
野坂家から発見された安芸国留守所補任状^{すけいえ}の写である。「留守所 補任^{ふにんず} 大掾職事^{だいじょうしき} 從五位下 平朝臣俊兼
右人、為^なレ致^ち奉公之忠、補^{ふにんず}任大掾職^{だいじょうしき} 如^{ごと}件、庁宣承知用^{ちようせん}レ之、故補任、建久九年(1198)十一月六日
大判官代佐伯朝臣書判 佐伯朝臣 佐伯朝臣 権介惟宗朝臣 惣大判官代惟宗朝臣 目代～書判」

・・・【『拾芥抄』(鎌倉時代中期には原型が成立し、暦応年間に公賢がそれを増補・校訂したと考
えられている)に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近^{しゅうがく いしろう}代無^{しゅうがく いしろう}其沙汰^{しゅうがく いしろう}一坎、とあり。されば後に官幣を止
められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりしなら
むか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う⁽³⁵⁾。』これらの古文書の記録により、遅くとも鎌倉
時代中期頃(1222～1287)よりのち奉幣使を代々世襲したと考えられる。』よって『田所累系』により
推測すると

○惟兼 [姓藤原、氏田所、任^{ぶにんず}田所大判官代散位藤原朝臣一、* (1155)
(かねもりよりしよたいのゆずりをうく)]

仁平二年(1152)十一月廿五日、父自^{みづか}兼守^{みづか}受^{ゆずりうけて}所帶之讓^{みづか}ヲ、
久寿二年(1155)十月十四日、補^{ふにんず}任^{ぶにんず}田所執事職^{ぶにんず}二之御廳宣アリ
広島県史古代中世資料編Ⅱ(1239頁 所載)
一七五一安芸国司廳宣寫 厳島野坂文書 久寿二年(1155)
府中町史第二卷第三部古代中世資料159頁
廳宣 留守所
補任田所執事職事
散位佐伯惟兼
右人、補任彼職如件、宣承知、依宣用之 以宣、
久寿二年(1155)十月十四日
中務大輔兼大介平朝^(臣脱)^(清盛)書判
(平の朝臣 清盛)

○則兼 [姓佐伯、氏田所、任^{ぶにんず}*田所惣大判官散位佐伯朝臣一、* (1156)
保元三年(1158)十月日、父自^{みづか}二惟兼一受^{ゆずりうけて}レ讓蒙田所書生職之
免許之御廳宣アリ
久寿二年(1155)十月十四日、
国立公文書館内閣文庫風楓文書纂厳島神社定勅使田所主税家文書
目録

同御宇仁平二年(1152)一田務職讓状
同御宇一旧書
近衛院御宇久寿二年(1155)一御庁宣
保元四年(一一五九)御国宣
国立公文書館内閣文庫風楓文書纂所収厳島神社定勅使田所伊織家文書
広島県史古代中世資料編Ⅲ嚴嶋文書編 2 (1131～1132頁)
安藝國司庁宣

庁宣 留守所
可早為一御社司沙汰令勤濟、春木一折代
一折散在田所当官物事

(藤原能勢)

右、如在庁官人等解状者、以前前司任、
春木市折公田之代、令相傳散在神田畢、
而彼散在田眞名等不弁済当官物之間、

收納使田所則包^(則兼)暗蒙譴責之条、為前由見状、

而今令相尋御社司之處、件散在田者、
有限公田相傳之代也、
更不可及対捍者、然者兩方申状已以相、

(違力)

一字^{虫也}敷、春木市折村者、為御社之領一字^{虫入}

兩代已畢、尤可令奉免之、

至于其代散在田所当官物者、
國衙收納使等寄事於左右、不弁済一字^{虫也}、
早為御社司沙汰、可令勤濟之状、
所宣如件、以宣、

治承三年(1179)

(保房)

大介藤原朝臣 書判

廳宣す 留守所
早く一御社司の沙汰として勤濟せしむべき、春木
代散在田所当官物の事

(藤原能勢)

右、在庁官人等の解状の如くんば、以前前司の任
を以て、
春木市折公田の代に、散在神田を相傳せしめおわ
んぬ、
しかるに彼の散在田負名等官物を弁済せざるの間
、收納使
田所則包^(則兼)に譴責蒙るの状、愁前たるの由状に
見ゆ、しかる

に今社司に相尋ねしむるの処、如の散在田は、限
りある公

田と相傳の代なり、さらに対捍におよぶべからず
てえり、
然れば兩方の申状すでに以て相違か、春木市折に
おいては、
御社の領として口兩代すでにおわんぬ、もっとも
これを奉

免せしむべし、その代の散在田所当官物にいたり
ては、國

衙收納使等事を左右に寄せ、弁済せず、早く御社
の沙汰と

して、勤濟せしむべきの状、宣する所件の如し、
以て宣す、

治承三年(1179)

(保房)

大介藤原朝臣 書判

」

○「田所遠兼^{とおかね}」〔姓平、氏田所、(1229)〕

安貞三年(1229)十月、父俊兼ヨリ受^レ讓而相統、被任^二田所惣判官代左近將監平朝臣^一、嘉
禎三年(1237)十一月六日可^レ領^二作安南郡内戸坂村楠木垣内^一ヲ之御庁宣アリ

広島県史古代中世資料編Ⅲ(1235頁)

一七四五 安藝国司某下知状寫

書判

下 左近將監遠兼

(安南郡)

可早領作田玖段内 府中正友作二段 同武弘作二段事
戸坂久須垣内七段内五段

(安南郡)

右件田者、雖為有限久武名所立戸坂門田内今富名九段の代也、早令領知可為今富名

之状、下知如件、

寛元四年(1246)五月廿一日

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂巖島神社定勅使田所主税家文書

目録

後鳥羽院御宇嘉禎三年(1237)一旧書

仁治三年(1242)一將軍家下文

寛元二年(1244)下知状

広島県史古代中世資料編Ⅱ巖島野坂文書

一五五八 伊都岐嶋社神主等神寶物請取奉納狀案

(端裏書)

(往古從禁中御神納請取六家書付之写)

伊都岐嶋社

謹請 御神寶物事

御幣二枚 紫蓋一枚

鏡 一枚 劔 一腰

麻笥一口 線桂一本

弓 一張 箭 四

右、御神寶物 勅使蔭孫正六位中原朝臣俊繼奉相具、今月十八日歸着、即奉納・、社司等
謹請、

建長七年(1255)十一月十八日 小行事散位佐伯

権国造散位佐伯景貞

修理行事権国造散位光房

大行事権国造散位佐伯盛景

祝師権国造散位佐伯忠久

案主権国造散位佐伯重頼

神主從五位上前安藝守佐伯朝臣親光]

『宮島町史』 資料編 地誌紀行編 I 芸藩通志卷十四 祭祀祈禱、 329 頁によると。【『拾芥抄』^{しゅうがはいしやう}（鎌倉時代中期には原型が成立し、暦応年間に公賢がそれを増補・校訂したと考えられている）に、正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近_ニ代無_ニ其沙汰_ニ欵、とあり。されば後に官幣を止められし、なるべし。其の頃より、専ら故国府、田所氏己下の祠官等、祭事を掌ることになりにしならむか。初申祭 毎年、二月、十一月、これを行う。』

○資賢 [姓平、氏田所(1289)

嘉元二年(1304)年田務職執事相傳之所帶、父資俊ヨリ父高資ヨリ受レ譲而、任_ニ田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣_ニ

徳治二年(1307)三月三日、被_レ定_ニ補河戸村司職_ニ之_一片宣アリ、杣村ノ内所々公文職、久和・小河内・安祭三カ所二領知スト云フコト家書ニアリ

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂巖島神社定勅使田所主税家文書

目録

一文永(1264~1275)之此之先祖我略 悉焼失之讓状

後伏見院御宇正安三年(1301)一御院宣

正安二年(1300)一和与状

正安三年(1301)一下知状

正安四年(1302)一下知状

嘉元三年(1305)一下知状

嘉元二年(1304)一和与状

嘉元二年(1304)一下知状

徳治(1306~1304)下知状

後二条院御宇徳治二年(1307) 一御庁宣

延慶二年(1309)一下知狀

応長元年(1311)一下知狀

正和四年(1315)一言上書

元応二年(1320)一和与狀

広島県史古代中世資料編Ⅳ(186～)

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂蔵島神社定勅使代田所主税家文書

一安藝国宣

広島県史古代中世資料編Ⅳ藤田精一氏旧蔵文書(260頁)

一 六波羅御教書 以下三通、東大影寫本ニヨル

(端裏書)

「惣社 建治元年(1275)

九月十日」

(安南郡)

安藝國在廳上西清經并惣社三昧堂一和尚承兼申、當国溫科村地頭代能秀令押領名田屋敷苅取作毛由事、重訴狀等如此、擬尋決之處、令難決之間、且置論於中、且以日

(被)

参着到可遂問注之由、先度加下知畢、而不仅用度々歸國之間、就召文乍令上洛、或

(非)

号地頭代・替、或稱可令和与之由、不從催促迹口条、口普通之法、所詮任下知狀、相副兩方使者苅置作毛於中、來月十日以前可被催上洛、能秀過期日者、殊可有其沙汰候、仍執達如件、

(北条義宗)

建治元年(1275)九月十日

左近將監(花押)

美作三郎殿

下妻孫次郎殿

広島県史古代中世資料編Ⅲ(1531)

一安藝國宣

當國貞応以後新立莊園事、

(後宇多院)

院宣如此、早在被仰下旨、急速可被注進之由、國宣所候也、仍執如件、

(脱アルカ)

正安三年(1301)十月六日 法橋円

安藝國田所殿

広島県史古代中世資料編Ⅳ藤田精一氏旧蔵文書(261頁)

二 六波羅御教書

(端裏書)

「乾元二(1303)

下知 資賢」

(造力)

(間力)

口東寺安藝國田所資賢口抑留公解田并雜免所當米口事、重訴狀_書具如此、先度加下被承引旨太無謂、早任先下知狀、可被致口沙汰也、仍執達如件、

(六力)

乾元二年(1303)七月廿口日

(北条基時)

左馬助(花押)

(金澤貞顯)

なかつかさたいふ

中務大輔(花押)

佐東町史(107頁)

三六波羅御教書写
安藝国田所資賢申同国久村
地頭金子三郎二郎入道願西弁当村内

(重)
免田老町所當以下得分物申事、悉訴狀

(書脱力)
副具如此、先度令加下知下處、不承引云々
太無謂、早任先 下知下令辨償之旨
相觸願西、可被申散狀也、仍執達如件、
正安三年(1301)十一月十日

(北条泰時)
左馬助印
(大仏宗宣)
陸奥守判

肥後五郎左衛門殿

安 芸 三 郎 殿

]

.....

○田所惣大判官代石井新左衛門尉信高平朝臣兼奉幣使「 建武二年(1335)十月、父信兼ヨリ受_レ讓家督相
続、任_二田所惣大判官代新左衛門尉平朝臣_一、正平六年(1351)十月三日 安芸国河戸村国衙分_一分_二可_レ令_二領知
一旨常陸親王ヨリ頂載 永和五年(1379)二月二十五日嚴島社勅使装束破損ニ付キ_一為_二料足_一 当国 入野郷一
町ノ内三反 黒瀬村ニ反以上拝受ノ免狀アリ」.....

○田所惣大判官代太郎左衛門尉在俊平朝臣 兼務 正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上 卿役祭主
兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島と同様定勅使祭主 「貞治五年(1366)十月朔日父信高ヨリ受_レ讓、任_二田所惣
大判官代太郎左衛門尉平朝臣_一、貞治六年(1367)十二月、河戸村一分方国衙職事 可_レ為_二知行_一旨御教書拝受
アリ 至徳二年(1385)十月朔日、被_レ定_二嚴島上卿役_一 御証文拝載ス、装束モ拝載ス」

....

○田所主税元教 正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島
と同様定勅使祭主 跡式相続、社役如_レ前、
受_二浅野家之命_一、勅使装束破損ニ付受_二国命_一、
天明五年(1785)九月上京、正親町殿下願出、先例ヲ以テ速ニ
御装束調換ニ相成り、拝載ス

安藝嚴嶋定勅使田所主税所蔵寫

『風楓文書纂』(国立公文書館内閣文庫蔵)五十四嚴島神社定勅使田所主税元教家文書
に署印あり⁽¹²⁾

天明五年(1785)巳七月

嚴嶋定勅使

(印)
田所主税元教 □

○元俊 [姓佐伯、氏田所、通称伊織、(1808)
文化五年(1808)十二月二十四日、亡父元教跡式相続、
社役如_レ前、
受_二浅野家之命_一、
文政七年(1824)十二月二十二日卒ス

正三位上嚴島神社両度初申之神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も嚴島
と同様定勅使祭主、

国立公文書館内閣文庫風楓文書纂所収嚴島神社定勅使田所伊織家文書所収
安藝國司庁宣 治承三年(1179)

○最後の正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使^{こふしょうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主

田所氏は正三位上厳島神社両度初申之神事定勅使^{こふしょうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主を明治五年（1872）まで代々世襲した。多家神社（埃宮）社司（宮司）歴任 田所元繁^{げんぜんたけつち}元善竹槌等の後裔・・・・・・・・

○防衛大学校卒 元陸上自衛隊レンジャー教官

○田所明神社は、最後の正三位上厳島神社両度初申^{はつさる}の御神事定勅使^{こふしょうけい}国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社^{そうしゃ}も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社社司（宮司）田所元善（竹槌）により、大正五年（1916）十一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀬明神^{こくちやう・つきのせみようじん}」と大黒社の三社の御祭神を合祀され、国庁屋敷・厳島国府上卿屋敷^{こふしょうけい}に、田所明神社として再建された。田所明神社は平成十年（1998）十月、厳島国府上卿屋敷^{こふしょうけい}の現在地に、宮司 田所恒之輔が自主再建した。田所明神社は、宗教法人ではない単立神社である。

防衛大学校卒

元陸上自衛隊レンジャー教官

広島県隊友会特別会員

広島県偕行会理事

元防衛大学校同窓会広島地区支部副会長。

元広島県立安芸府中高等学校評議員

元府中町立府中北小学校^{ふちゅう} 会長

安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 宮司 田所恒之輔

○著作権は安芸の国の歴史と伝統文化を伝える会 会長 田所明神社 宮司 田所恒之輔^{たどころこうのすけ}が有す。

令和7年（2025）1月31日著作。